

平成十二年総理府令第二百二十二号

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等にに関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、研究開発定に基づき、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように定める。

(適用範囲)

第一条 この規則は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十一年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。

三 「燃料体」とは、発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をい

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

(発電用原子炉の設置の許可の申請)

第六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力

規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉の運転、発電用原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に從事する者であつて、管轄区域内立ち入るもの

をいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のた

めの業務に係る品質管理に必要な体制の基準

に関する規則（令和二年原子力規制委員会規

則第二号。以下「品質管理基準規則」とい

う。）第二条第二項第一号に規定する保安活

動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第一条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定によって認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、研究開発段階発電用原子炉及びその後のものに係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

十二 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。

十三 「自然現象」とは、

（1）自然現象によるもの（除く。）

（2）自然現象によるもの（除く。）

（3）自然現象によるもの（除く。）

（4）自然現象によるもの（除く。）

（5）自然現象によるもの（除く。）

（6）自然現象によるもの（除く。）

（7）自然現象によるもの（除く。）

（8）自然現象によるもの（除く。）

（9）自然現象によるもの（除く。）

（10）自然現象によるもの（除く。）

（11）自然現象によるもの（除く。）

（12）自然現象によるもの（除く。）

（13）自然現象によるもの（除く。）

（14）自然現象によるもの（除く。）

（15）自然現象によるもの（除く。）

（16）自然現象によるもの（除く。）

（17）自然現象によるもの（除く。）

（18）自然現象によるもの（除く。）

（19）自然現象によるもの（除く。）

（20）自然現象によるもの（除く。）

（21）自然現象によるもの（除く。）

（22）自然現象によるもの（除く。）

（23）自然現象によるもの（除く。）

（24）自然現象によるもの（除く。）

（25）自然現象によるもの（除く。）

（26）自然現象によるもの（除く。）

（27）自然現象によるもの（除く。）

（28）自然現象によるもの（除く。）

（29）自然現象によるもの（除く。）

（30）自然現象によるもの（除く。）

（31）自然現象によるもの（除く。）

（32）自然現象によるもの（除く。）

（33）自然現象によるもの（除く。）

（34）自然現象によるもの（除く。）

（35）自然現象によるもの（除く。）

（36）自然現象によるもの（除く。）

（37）自然現象によるもの（除く。）

（38）自然現象によるもの（除く。）

（39）自然現象によるもの（除く。）

（40）自然現象によるもの（除く。）

（41）自然現象によるもの（除く。）

（42）自然現象によるもの（除く。）

（43）自然現象によるもの（除く。）

（44）自然現象によるもの（除く。）

（45）自然現象によるもの（除く。）

（46）自然現象によるもの（除く。）

（47）自然現象によるもの（除く。）

（48）自然現象によるもの（除く。）

（49）自然現象によるもの（除く。）

（50）自然現象によるもの（除く。）

（51）自然現象によるもの（除く。）

（52）自然現象によるもの（除く。）

（53）自然現象によるもの（除く。）

（54）自然現象によるもの（除く。）

（55）自然現象によるもの（除く。）

（56）自然現象によるもの（除く。）

（57）自然現象によるもの（除く。）

（58）自然現象によるもの（除く。）

（59）自然現象によるもの（除く。）

（60）自然現象によるもの（除く。）

（61）自然現象によるもの（除く。）

（62）自然現象によるもの（除く。）

（63）自然現象によるもの（除く。）

（64）自然現象によるもの（除く。）

（65）自然現象によるもの（除く。）

（66）自然現象によるもの（除く。）

（67）自然現象によるもの（除く。）

（68）自然現象によるもの（除く。）

（69）自然現象によるもの（除く。）

（70）自然現象によるもの（除く。）

（71）自然現象によるもの（除く。）

（72）自然現象によるもの（除く。）

（73）自然現象によるもの（除く。）

（74）自然現象によるもの（除く。）

（75）自然現象によるもの（除く。）

（76）自然現象によるもの（除く。）

（77）自然現象によるもの（除く。）

（78）自然現象によるもの（除く。）

（79）自然現象によるもの（除く。）

（80）自然現象によるもの（除く。）

（81）自然現象によるもの（除く。）

（82）自然現象によるもの（除く。）

（83）自然現象によるもの（除く。）

（84）自然現象によるもの（除く。）

（85）自然現象によるもの（除く。）

（86）自然現象によるもの（除く。）

（87）自然現象によるもの（除く。）

（88）自然現象によるもの（除く。）

（89）自然現象によるもの（除く。）

（90）自然現象によるもの（除く。）

（91）自然現象によるもの（除く。）

（92）自然現象によるもの（除く。）

（93）自然現象によるもの（除く。）

（94）自然現象によるもの（除く。）

（95）自然現象によるもの（除く。）

（96）自然現象によるもの（除く。）

（97）自然現象によるもの（除く。）

（98）自然現象によるもの（除く。）

（99）自然現象によるもの（除く。）

（100）自然現象によるもの（除く。）

（101）自然現象によるもの（除く。）

（102）自然現象によるもの（除く。）

（103）自然現象によるもの（除く。）

（104）自然現象によるもの（除く。）

（105）自然現象によるもの（除く。）

（106）自然現象によるもの（除く。）

（107）自然現象によるもの（除く。）

（108）自然現象によるもの（除く。）

（109）自然現象によるもの（除く。）

（110）自然現象によるもの（除く。）

（111）自然現象によるもの（除く。）

（112）自然現象によるもの（除く。）

（113）自然現象によるもの（除く。）

（114）自然現象によるもの（除く。）

（115）自然現象によるもの（除く。）

（116）自然現象によるもの（除く。）

（117）自然現象によるもの（除く。）

（118）自然現象によるもの（除く。）

（119）自然現象によるもの（除く。）

（120）自然現象によるもの（除く。）

（121）自然現象によるもの（除く。）

（122）自然現象によるもの（除く。）

（123）自然現象によるもの（除く。）

（124）自然現象によるもの（除く。）

（125）自然現象によるもの（除く。）

（126）自然現象によるもの（除く。）

（127）自然現象によるもの（除く。）

（128）自然現象によるもの（除く。）

（129）自然現象によるもの（除く。）

（130）自然現象によるもの（除く。）

（131）自然現象によるもの（除く。）

（132）自然現象によるもの（除く。）

（133）自然現象によるもの（除く。）

（134）自然現象によるもの（除く。）

（135）自然現象によるもの（除く。）

（136）自然現象によるもの（除く。）

（137）自然現象によるもの（除く。）

（138）自然現象によるもの（除く。）

（139）自然現象によるもの（除く。）

（140）自然現象によるもの（除く。）

（141）自然現象によるもの（除く。）

（142）自然現象によるもの（除く。）

（143）自然現象によるもの（除く。）

（144）自然現象によるもの（除く。）

（145）自然現象によるもの（除く。）

（146）自然現象によるもの（除く。）

（147）自然現象によるもの（除く。）

（148）自然現象によるもの（除く。）

（149）自然現象によるもの（除く。）

（150）自然現象によるもの（除く。）

（151）自然現象によるもの（除く。）

（152）自然現象によるもの（除く。）

（153）自然現象によるもの（除く。）

（154）自然現象によるもの（除く。）

（155）自然現象によるもの（除く。）

（156）自然現象によるもの（除く。）

（157）自然現象によるもの（除く。）

（158）自然現象によるもの（除く。）

（159）自然現象によるもの（除く。）

（160）自然現象によるもの（除く。）

（161）自然現象によるもの（除く。）

（162）自然現象によるもの（除く。）

（163）自然現象によるもの（除く。）

（164）自然現象によるもの（除く。）

（165）自然現象によるもの（除く。）

（166）自然現象によるもの（除く。）

（167）自然現象によるもの（除く。）

（168）自然現象によるもの（除く。）

（169）自然現象によるもの（除く。）

（170）自然現象によるもの（除く。）

（171）自然現象によるもの（除く。）

（172）自然現象によるもの（除く。）

（173）自然現象によるもの（除く。）

（174）自然現象によるもの（除く。）

（175）自然現象によるもの（除く。）

（176）自然現象によるもの（除く。）

（177）自然現象によるもの（除く。）

（178）自然現象によるもの（除く。）

（179）自然現象によるもの（除く。）

（180）自然現象によるもの（除く。）

（181）自然現象によるもの（除く。）

（182）自然現象によるもの（除く。）

（183）自然現象によるもの（除く。）

（184）自然現象によるもの（除く。）

（185）自然現象によるもの（除く。）

（186）自然現象によるもの（除く。）

（187）自然現象によるもの（除く。）

（188）自然現象によるもの（除く。）

（189）自然現象によるもの（除く。）

（190）自然現象によるもの（除く。）

（191）自然現象によるもの（除く。）

（192）自然現象によるもの（除く。）

（193）自然現象によるもの（除く。）</p

五 法第四十三条の三の五第二項第八号の使用 準燃料物質の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。	六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電 用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備構造 (2) 気体廃棄物の廃棄施設構造 (3) 廃棄物の処理能力 (4) 排気口の位置 (5) 反応度制御能力
七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法	イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染 された物による放射線被ばくの管理の方法
八 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法	ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項
九 法第四十三条の三の五第二項第十二号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法	ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項
一〇 法第四十三条の三の五第二項第十三号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法	ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

二 法第四十三条の三の五第二項第十四号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法	一 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 (1) 令第二十条の三第三号の変更の内容について (2) 令第二十条の三第三号の変更の方法について
三 法第四十三条の三の五第二項第六号の工事計画について、工事の順序及び日程を記載すること。	二 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法
四 法第四十三条の三の五第二項第七号の発電 用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核 燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃 焼量を記載すること。	三 法第四十三条の三の五第二項第十二号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法
五 法第四十三条の三の五第二項第八号の使用 準燃料物質の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。	四 法第四十三条の三の五第二項第十三号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すこと。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法

一 法第四十三条の三の五第二項第十四号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すること。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法	三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載 した書類
二 法第四十三条の三の六第一項第三号の原 子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次 に掲げるものとする。 ハ 炉心の著しい損傷 ヒ 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は 使用済燃料の著しい損傷	四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取 得計画を記載した書類
三 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委 員会規則で定める者)	五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する場所 に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委 員会規則で定める者)	六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所 に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

一 法第四十三条の三の六第一項第三号の原 子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次 に掲げるものとする。 ハ 炉心の著しい損傷 ヒ 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は 使用済燃料の著しい損傷	二 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電 用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が 発生した場合における当該事故に対処するた ために必要な施設及び体制の整備に関する事 項については、次に掲げる事故の区分に応じ、 それぞれ次に定める事項を記載すること。 ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算 定の条件及び結果 ヒ 放射線被ばくの管理の方法
二 法第四十三条の三の六第一項第三号の原 子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次 に掲げるものとする。 ハ 炉心の著しい損傷 ヒ 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は 使用済燃料の著しい損傷	三 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委 員会規則で定める者)
三 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委 員会規則で定める者)	四 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委 員会規則で定める者)
四 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委 員会規則で定める者)	五 法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委 員会規則で定める者)

二 変更に係る発電用原子炉施設の概要
三 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の届出を要する工事等)
規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)とする。

(設計及び工事の計画の届出)
第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

い。
3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けた

4 ところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第団十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

第十三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉建設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は前条第一項の規定にかかるらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

第十四条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉建設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二条第三項の規定にかかるらず、添付することを要しない。

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

4 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第十四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の結果

四 検査の方法

五 検査を行つた者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

九 検査記録の管理に関する事項

十 検査記録に係る教育訓練に関する事項

十一 検査に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第十四条の四 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十一年原子力規制委員会規則第十号。以下「研究開発炉技術基準規則」という。）第十七条第一項、第三十条又は第五十条第一項に規定する機器等、蒸気タービン又は補助ボイラー（以下この条において単に「機器等」という。）であつて、研開炉技術基準規則第十七条第二項（研開炉技術基準規則第三十条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該機器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該機器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について
は、その代表者の氏名

二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第一項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三

条の三の第十項の規定による届出をした年
月日

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者
検査に係る工事の工程、期日及び場所

六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始
の予定期期

七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子
炉本体を試験のために使用するとき又は発電
用原子炉施設の一部が完成した場合であつて
その完成した部分を使用しなければならない
特別の理由があるときには、その使用
の期間及び方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明す
る書類を添付しなければならない。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理（改造又は
修理の工事に関するものに限る）

三 第七十六条第一項の施設管理の重要度が高
い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにつ
ては、その理由を記載した書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を
説明する書類の内容に変更があつた場合には、
速やかにその変更の内容を説明する書類を提出
しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数
は、正本一通とする。

第十六条 削除

（使用前確認を要しない場合）

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし
書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次
のとおりとする。ただし、廃止措置対象施設に
ついては、第五号から第七号までに掲げる場合
とする。

一 発電用原子炉施設を試験のために使用する
場合であつて、その使用の期間及び方法につ
いて原子力規制委員会の承認を受け、その承
認を受けた期間内においてその承認を受けた
方法により使用するとき。

二 削除

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合で
あつて、その完成した部分を使用しなければな
らない特別の理由がある場合（第一号に掲
げる場合を除く）において、その使用の期間
及び方法について原子力規制委員会の承認
を受け、その承認を受けた期間内においてそ
の承認を受けた方法により使用するとき。

四	発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合
五	制限工事の場合
六	発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合
七	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するために使用する場合
2	前項第一号及び第三号の原子力規制委員会の承認は、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたときは、その効力を失う。

第十八条から第二十一条まで 削除
(使用前確認証)

第二十一条	原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。
(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)	第二十二条から第四十条まで 削除

第四十条の二	法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。
第四十一条から第五十条まで 削除	(定期事業者検査の実施時期)

第五十条	定期事業者検査は、発電用原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十三ヶ月を超えない時期(定期期間が十四ヶ月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三ヶ月を超えない時期に行うものとする。
2	前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該

3	当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とおける定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの
イ	計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているもののその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの
ロ	は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの
四	直近の定期事業者検査が終了した年月日

五	定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
六	前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
7	第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
八	前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
九	前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
十	第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
十一	第一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するためには十分な方法
十二	二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
十三	三 前項に規定するものほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
十四	四 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかるわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行つるものとする。
十五	五 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
十六	六 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行つことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
十七	七 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行つことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行つべき時期を定めて承認したとき。
十八	八 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
十九	九 一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
二十	二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
二十一	三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る)
二十二	四 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにおいては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにおいては検査開始予定日の一ヶ月前まで(第五

十一條第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四 検査の実績又は予定の概要

一 定期事業者検査の計画

二 発電用原子炉及び第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第七十六条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第七十六条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

四 口 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期ハ 発電用原子炉施設の点検及び検査（以下のこの号及び第七十六条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

二 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

五 第五十二条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

一 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（（二号又は第三号に掲げる事項について評価を行ひ、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

た場合にあつては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

前項第二号又は第三号に掲げる事項について記載した書類を提出部数評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第五十六条及び第五十七条 削除
(電磁的方法による保存)

第五十八条 第十四条の三第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。第六十三条第一項及び第二百三十三条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十一第一項及び第四十三条の三の十六第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

前項の規定による保存をする場合には、原子弹規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
(運転計画)

第五十九条 法第四十三条の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度(毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日(司条第五項の規定により短

縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間を経過後速やかに届け出るものとする。

前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

前三項の運転計画の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(合併及び分割の認可の申請)

第六十条 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合は、分割計画書)の写し

二 合併後存続する法人又は吸收分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録・貸借対照表及び損益計算書

三 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の定款

五 前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 明書 七 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 （許可の取消し）	第六十二条 法第四十三条の三の二十第一項に規定する期間は、法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた日から五年とする。	第六十三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならぬ。	記録事項	記録すべき場合	保存期間
ハ 第七十六条第一項第五号評価の担当者の氏名	ハ 第七十六条第一項第五号評価の規定による施設管理方針、施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	口 第七十六条第一項第四号規定による施設管理の実施の状況及びその担当者の氏名	一 発電用原子炉施設の施設管理（第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録の使用前確認の結果	都度 施設管理の実施の都度	確認の同一事項に関する時間の次までの時間までに実施した発電用原子炉施設の解体を実施するまでの期間
ハ 第七十六条第一項第五号評価の規定による施設管理方針、施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	ハ 第七十六条第一項第五号評価の規定による施設管理方針、施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	口 第七十六条第一項第四号規定による施設管理の実施の状況及びその担当者の氏名	一 発電用原子炉施設の施設管理（第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録の使用前確認の結果	都度 施設管理の実施の都度	確認の同一事項に関する時間の次までの時間までに実施した発電用原子炉施設の解体を実施するまでの期間

4 第一項の表第五号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によつて汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5 第一項の表第五号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

6 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ニからヘまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。

7 第一項の表第五号リ及びス、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

第六十三条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

第六十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第六十五条 法第七十二条(管理区域への立入制限等)第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域の立入を制限する。

第六十六条 法第七十二条(管理区域への立入制限等)第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、削除

域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらに区域においてそれぞれ次に掲げる措置を講じなければならない。

一 管理区域については、それぞれ次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

三 周辺監視区域については、それぞれ次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

二 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

第七十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関する措置を講じなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようによること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないようによること。

第七十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域の立入を制限する。

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者)に限り、その線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であることを。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第七十五条 削除

(発電用原子炉施設の施設管理)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条及び第一百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十一第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項までに規定する措置を除く。)

において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十条の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めるこ

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項目において「施設管理目標」という。)を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項目において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

四 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。

二 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。

三 本発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

二 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方針に関すること。

ト トへの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。)に関すること。

チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。)。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他
の異状があつた場合に運転員その他の従業
者が講すべき措置（第五号の処置を除く。）
に関する事項

四 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起こ
った原因及び損傷の有無について点検し、再
び運転を開始することに支障がないことを確
認した後運転を行わせること。

五 非常の場合に講すべき処置を定め、これを
運転員その他の従業者に守らせること。

六 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を
直ちに原子力規制委員会に報告すること。た
だし、第一百二十九条第五号に掲げるときを除
く。

七 試験運転を行う場合には、その目的、方
法、異常の際に講すべき処置等を確認の上こ
れを行わせること。

八 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を
行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項
を定め、運転員の監督の下にこれを守らせる
こと。

九 訓練を行つた場合には、その旨を報告する
こと。

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の
規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原
子炉施設を設置した工場又は事業所において行
われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染
された物（以下この条において「核燃料物質
等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置
を講じ、運搬前にこれらの方針の実施状況を確
認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合において
ても、核燃料物質が臨界に達するおそれがない
ように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容
器に封入すること。ただし、次のいずれかに
該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その
放射能濃度が原子力規制委員会の定める限
度を超えないものに限る。）であつて放射
性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原
子規制委員会の定める放射線障害防止の
ための措置を講じたものを運搬する場合
ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつ
て大型機械等容器に封入して運搬すること
が著しく困難なものを原子力規制委員会の
承認を受けた放射線障害防止のための措置
を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合する
ものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七
インチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、か
つ、運搬中に予想される温度及び内圧の変
化、振動等により、亀裂、破損等が生じる
おそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただ
し書の規定により同号イ又はロに規定する核
燃料物質によつて汚染された物を容器に封入
しないで運搬する場合にあつては、当該核燃
料物質によつて汚染された物。以下この条に
おいて「運搬物」という。）及びこれを積載
し、又は収納した車両その他の核燃料物質等
を運搬する機械又は器具（以下この条におい
て「運搬機器」という。）の表面及び表面か
ら一メートルの距離における線量当量率がそ
れぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率
を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の
放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表
面密度限度の十分の一を超えないようにする
こと。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中に
おいて移動し、転倒し、又は転落するおそれ
がないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力
規制委員会の定める危険物と混載しないこ
と。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事
する者以外の者及び運搬に使用する車両以外
の車両の立入りを制限すること。

八 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い
場合にあつては、保安のため他の車両を伴走
させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及
び経験を有する者を同行させ、保安のため必
要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬
する物自体の積替えを要せずに運搬するため
に作られた運搬機器であつて、反復使用に耐
える構造及び強度を有し、かつ、機械による
積込み及び取卸しのための装置又は車両に固
定するための装置を有するものをいう。）に
収納された運搬物にあつては、当該コンテ
ナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合する
ものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七
インチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、か
つ、運搬中に予想される温度及び内圧の変
化、振動等により、亀裂、破損等が生じる
おそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただ
し書の規定により同号イ又はロに規定する核
燃料物質によつて汚染された物を容器に封入
しないで運搬する場合にあつては、当該核燃
料物質によつて汚染された物。以下この条に
おいて「運搬物」という。）及びこれを積載
し、又は収納した車両その他の核燃料物質等
を運搬する機械又は器具（以下この条におい
て「運搬機器」という。）の表面及び表面か
ら一メートルの距離における線量当量率がそ
れぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率
を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の
放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表
面密度限度の十分の一を超えないようにする
こと。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中に
おいて移動し、転倒し、又は転落するおそれ
がないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力
規制委員会の定める危険物と混載しないこ
と。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事
する者以外の者及び運搬に使用する車両以外
の車両の立入りを制限すること。

八 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い
場合にあつては、保安のため他の車両を伴走
させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及
び経験を有する者を同行させ、保安のため必
要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬
する物自体の積替えを要せずに運搬するため
に作られた運搬機器であつて、反復使用に耐
える構造及び強度を有し、かつ、機械による
積込み及び取卸しのための装置又は車両に固
定するための装置を有するものをいう。）に
収納された運搬物にあつては、当該コンテ
ナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合する
ものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七
インチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、か
つ、運搬中に予想される温度及び内圧の変
化、振動等により、亀裂、破損等が生じる
おそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただ
し書の規定により同号イ又はロに規定する核
燃料物質によつて汚染された物を容器に封入
しないで運搬する場合にあつては、当該核燃
料物質によつて汚染された物。以下この条に
おいて「運搬物」という。）及びこれを積載
し、又は収納した車両その他の核燃料物質等
を運搬する機械又は器具（以下この条におい
て「運搬機器」という。）の表面及び表面か
ら一メートルの距離における線量当量率がそ
れぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率
を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の
放射性物質の密度が第七十三条第一号ハの表
面密度限度の十分の一を超えないようにする
こと。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中に
おいて移動し、転倒し、又は転落するおそれ
がないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力
規制委員会の定める危険物と混載しないこ
と。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事
する者以外の者及び運搬に使用する車両以外
の車両の立入りを制限すること。

八 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い
場合にあつては、保安のため他の車両を伴走
させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及
び経験を有する者を同行させ、保安のため必
要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬
する物自体の積替えを要せずに運搬するため
に作られた運搬機器であつて、反復使用に耐
える構造及び強度を有し、かつ、機械による
積込み及び取卸しのための装置又は車両に固
定するための装置を有するものをいう。）に
収納された運搬物にあつては、当該コンテ
ナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所

け低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

二 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 龜裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むことと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一緒にした容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関する第六十二条の規定に基づき記録された内容と照合できるよう整理事番号を表示すること。

二 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一緒に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

<p>第十八十六条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならぬ。</p> <p>(防護措置)</p>
<p>一 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同項位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二五の量が五キログラム以上のもの</p>
<p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの</p>
<p>ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの</p>
<p>二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの十号に掲げるものを除く。）</p>
<p>三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十四号に掲げるものを除く。）</p>
<p>四 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超えて、キログラム未満のもの</p>
<p>ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三</p>

て、ウラン一二三の量が十五グラムを超える五百グラム以下のもの
九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号に掲げる物質であつて照射直後における表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）
十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）
十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げる

二 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入り制限区域」といふ。）を定め、当該立入り制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイン、拡声機その他の人に対する警告のための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入り制限区域を巡回させること。
五 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。
イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に常時立ち入りうとする者について、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入り制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。
ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に立ち入りうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入り者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入り制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。
ハ 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入り者を行わせ、当該常時立入り者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入り制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車せること。ただし、当該駐車場の外に駐車すること。
八 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域においては、次に掲げる措置を講ずること。

九 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。
イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。
ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

十 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによる。イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものである。
ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによる。イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものである。
ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入り制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

(3) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。
ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十三 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。
ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようになること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者が外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。

口 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十一条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、同様に属する緊急時制御室については、中央制御室についてと同様に取り扱うこと。

十四 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

十五 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。

十六 イ 壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

十七 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。

ハ 壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないよう設置すること。

十八 核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九 証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定

イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡回を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡回を行うこと。

口 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であって、これら

の行為により設置された柵等の設置場所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に連絡する事。

ロ 二号に規定する特定重大事故等対処施設（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

又は事業所の外に漏出されることとなるおそれがある設備（第九十一条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）に

きるよう適切な計画（第九十一条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電設備及び装置については、定期的

い、その機能を維持すること。設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、定期的

い、その機能を維持すること。設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、定期的

い、その機能を維持すること。設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十三 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、定期的

い、その機能を維持すること。設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十四 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは

装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

二十八 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り限制区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

口 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

二十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行わたった場合において迅速かつ確実に対応すること。

三十 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うこと。

三十一 見張人の詰所に第五号ロに規定する証書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定

二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

三十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務

上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

三十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

三十四 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

三十五 原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用行為により、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備、特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。第九十一条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

- | |
|---|
| <p>二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項</p> <p>ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項</p> <p>ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項</p> <p>チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項</p> |
| <p>リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項</p> |
| <p>一十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。</p> |
| <p>イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。</p> |
| <p>(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。</p> |
| <p>(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。</p> |
| <p>(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。</p> |
| <p>ロ 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らす</p> |

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

三十一 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号を除く。）同項第十一号（同号を除く。）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、「当該立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、「当該周辺防護区域」、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、「当該立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、「当該周辺防護区域」、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域」とあるのは、「当該防護区域」と、「当該立入制限区域」とあるのは、「当該防護区域」と、「当該周辺防護区域」、周辺防護区域又は立入制限区域」とある。

- のは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内又は立入制限区域内」であるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号及び二に掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号及び二に掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入れることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への入りを禁止すること。

ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡回させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようのこと。

（保安規定）

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 品質マネジメントシステムに関すること
(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関するることを含む。)

四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 ボイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行つて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。

ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関する事。

(3) 放射線管理に関する事。

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事。

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。
七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
八 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
三 発電用原子炉の運転の開始の予定期限を記載した書類
四 発電用原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類
五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書
七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する説明書
十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
十一 法人について、定款登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十二 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 (発電用原子炉主任技術者の選任等)
第十九条 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。
二 法第四十三条の三の二十六第一項の規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号か

三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
四 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間
五 発電用原子炉施設の設計に係る安全管理に従事した期間
六 発電用原子炉に使用する燃料の設計又は分析及び評価に関する業務に従事した期間
七 法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。 (核物質防護規定)

第九十一条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について、核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む)に関する事項。
二 核セキュリティ文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む)に関する事項。
三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関する事項。
四 防護区域(第八十六条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあっては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。
五 特定核燃料物質の管理に関すること。
六 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。
七 防護区域内防護対象枢要設備及び防護区域外防護対象枢要設備の防護に関すること。
八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

第九十二条 削除 (核物質防護管理者の選任等)
第九十三条 法第四十三条の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。
二 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本及び写し各一通(発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正一本一通及び写し二通)とする。
三 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。
四 特定核燃料物質の防護のため必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
五 情報システムセキュリティ計画に関すること。
六 防護区域内外防護対象枢要設備及び防護区域外防護対象枢要設備の防護に関すること。
七 防護区域内外防護対象枢要設備及び防護区域外防護対象枢要設備の防護に関すること。
八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知識を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るために及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性についての総合的な評定を行うこと。
(評価の結果等の公表)

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。
(評価の結果等の公表)

四 第九十五条 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(特定機器の種類)

五 第三条第一項第二号又は(2)の非常用電源設備のうち、無停電電源装置

六 第三条第一項第二号又は(2)の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

(型式証明の申請)

第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器の構造及び設備

五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定機器の安全設計に関する説明書

二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができます。

第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明

（型式証明に係る変更の届出）
一と認められる場合に行う。
第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（特定機器型式証明通知書等の交付）

第九十八条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（型式証明に係る変更の届出）
第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（特定機器型式証明通知書等の交付）

第九十九条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行つた場合 特定機器型式証明通知書
二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行つた場合 特定機器型式証明变更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十第五項の規定によつて告示するものとする。

（型式証明取消通知書）
（型式証明番号等の告示）

第一百条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しを行つたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 型式証明の番号
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第九十八条の規定によつて告示するものとする。

（型式指定の申請の範囲）

定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者は、その者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者は又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定の申請）

第一百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる製造工場の名称及び所在地

三 型式設計特定機器の種類

四 型式設計特定機器の名称及び型式

五 型式設計特定機器の型式証明の番号

六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ 品質管理の実施に係る組織

ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びに

その実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。(型式指定の変更の承認)

第二百三条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出等)

第二百四条 指定製造者等は、第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第二百五条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合	型式設計特定機器指定通知書
二 第百三条第一項の規定による承認を行った場合	型式設計特定機器変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合	型式設計特定機器指定取消通知書
四 延長しようとする期間	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
	一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況に関する記載した書類
	二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類
	三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類
	四 延長しようとする期間に発生する事故の種類、程度、影響等の点検の結果を記載した書類
	五 延長しようとする期間に係る施設管理方針を記載した書類
	六 延長しようとする期間に係る施設管理方針を記載した書類

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合	型式設計特定機器指定通知書
二 第百三条第一項の規定による承認を行った場合	型式設計特定機器変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合	型式設計特定機器指定取消通知書
四 延長しようとする期間	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
	一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況に関する記載した書類
	二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類
	三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類
	四 延長しようとする期間に発生する事故の種類、程度、影響等の点検の結果を記載した書類
	五 延長しようとする期間に係る施設管理方針を記載した書類
	六 延長しようとする期間に係る施設管理方針を記載した書類

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称	核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
四 延長しようとする期間	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
	一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のため記載した書類
	二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する記載した書類
	三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類
	四 延長しようとする期間に発生する事故の種類、程度、影響等の点検の結果を記載した書類
	五 延長しようとする期間に係る施設管理方針を記載した書類
	六 延長しようとする期間に係る施設管理方針を記載した書類

一 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地	廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等の性能並びにその性能を維持すべき期間において、指定製造者は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。
二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地	二 延長しようとする期間における運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のため記載した書類
三 発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請	三 延長しようとする期間における運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況に関する記載した書類
四 発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請	四 延長しようとする期間における運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況に関する記載した書類
五 発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請	五 延長しようとする期間における運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況に関する記載した書類
六 発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請	六 延長しようとする期間における運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況に関する記載した書類

研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定め
るところにより難い特別の事情がある場合は
その内容

八 核燃料物質による汚染の除去
九 核燃料物質の管理及び譲渡し
十 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ
れた物の廃棄

十一 廃止措置の工程

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシス
テム

前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面
を添付しなければならない。

一 既に燃料体が炉心等から取り出されている
ことを明らかにする資料

二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃
止措置に係る工事作業区域図

三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する
説明書

四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、
地震、火災等があつた場合に発生することが
想定される事故の種類、程度、影響等に関する
説明書

五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方
法に関する説明書

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能
を維持すべき期間に関する説明書

七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資
金の調達計画に関する説明書

八 廃止措置の実施体制に関する説明書

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
に関する説明書

十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委
員会が必要と認める書類又は図面

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
に関する説明書

前各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から
取り出す方法及び時期について定めなければならない
らない。

十四 第二項の認可を受けようとする者は、第
一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項
各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から
取り出す方法及び時期について定めなければならない
らない。

十五 前項の場合には、第一項の申請書には、第二
項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料
体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を
添付しなければならない。

十六 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第一百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項に おいて読み替えて準用する法第十二条の六第三

項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事
項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出
しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の認可の申請をする場合につい
て準用する。

七 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第一百十三条 法第四十三条の三の三十四第三項に おいて準用する法第十二条の六第三項ただし書 に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微 な変更は、廃止措置の実施に伴う灾害の防止上 支障のない変更とする。

八 法第四十三条の三の三十四第二項の規定によ
り認可を受けた者は、前項の変更をしたとき
は、その変更の日から三十日以内に、その旨を
原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

(廃止措置計画の認可の基準)

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

ずれにも適合していることについて確認をした
ときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認
可の申請)

規定期により廃止措置計画について認可を受けよ
うとする者は、第百十一条の規定の例により申
請書を原子力規制委員会に提出しなければなら
ない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提
出期限)

規定期に廃止措置の終了の確認を受けようとする者
は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

規定期により廃止措置計画について認可を受けよ
うとする者は、第百十一条の規定の例により申
請書を原子力規制委員会に提出しなければなら
ない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認
可の申請)

規定期により廃止措置計画について認可を受けよ
うとする者は、第百十一条の規定の例により申
請書を原子力規制委員会に提出しなければなら
ない。

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提
出期限)

規定期に廃止措置の終了の確認を受けようとする者
は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号
までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事
項のうち変更に係るものについて説明した資料
を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第四十三
条の三の三十四第三項において準用する法第十
二条の六第三項の規定に定める者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力
規制委員会に提出しなければならない。

期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(指定の申請)

第一百二十二条 第六十二条第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(申請書及び添付書類)

第一百二十三条 前条の申請は、次に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

一 次の事項を記載した申請書

イ 名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ 記録保存業務(第六十二条第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地

ハ 記録保存業務を開始しようとする年月日

ニ 行おうとする記録保存業務の範囲

三 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

四 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 記録保存業務の実施の方法に関する計画

七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類(指定の基準)

第一百二十四条 原子力規制委員会は、第百二十二条の申請を行つた者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらなければ執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第百二十六条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者

二 その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 記録保存業務以外の業務を行つているときには、その業務を行うことによつて記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(措置の要求)

第一百二十五条 原子力規制委員会は、第六十二条第五項の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。)が前条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その指定記録保存機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(指定の取消し)

第一百二十六条 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条第五項の指定を取り消すことができる。

一 第百二十四条各号の規定に適合しなくなつたとき。

二 前条の求めに對し、正当な理由なくこれに応じないととき。

三 不正の手段により第六十二条第五項の指定を受けたとき。

四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

五 役員の旨を官報に公示するものとする。

六 記録保存業務の実施の方法に関する計画

七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類(指定の基準)

第一百二十七条 原子力規制委員会は、次の場合は、その旨を官報に公示するものとする。

一 第六十二条第五項の指定をしたとき。

(報告徴求)

二 前条の規定により指定を取り消したとき。

が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五バーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

イ 定期事業者検査(第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。)の期間で

あるとき(当該故障に係る設備が発電用原

子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る)。

ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故

障に關して変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。

ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。

六 発電用原子炉設置者が、安全機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行つた場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

七 発電用原子炉設置の事故(事故障害等の報告)

八 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

九 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第八十五条第四号の濃度限度を超えたとき。

十 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下の条において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者について被ばくがあつたとき。

十二 放射線業務従事者について第七十四条第十一項第一号の線量限度を超えて、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つて、当該挿入若しくは引抜きの操作を現に行つていない制御棒が当初の管理位置(保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するため一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置)を離れたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

十四 壓縮空気による原子炉の運転停止

十五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第八十五条第四号の濃度限度を超えたとき。

空気中の放射性物質の濃度が第八十五条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第八十五条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下の条において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。

十 核燃料物質等が生じたことにより、核燃料物質等が漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。)を除く。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたとき。

十二 放射線業務従事者について第七十四条第十一項第一号の線量限度を超えて、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つて、当該挿入若しくは引抜きの操作を現に行つていない制御棒が当初の管理位置(保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するため一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置)を離れたとき。

十四 壓縮空気による原子炉の運転停止

十五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第八十五条第七号の濃度限度を超えたとき。

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関する
人の障害（放射線障害以外の障害であつて入
院治療を必要としないものを除く。）が發生
し、又は發生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

第一百三十条 法第六十四条第一項の規定により、
発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置
を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設に火災が起り、又は発
電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合
には、消火又は延焼の防止に努めるとともに
直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場
合には、必要に応じてこれを安全な場所に移
し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要があ
る場合には、発電用原子炉施設の内部にいる
者及び付近にいる者に避難するよう警告する
こと。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、
速やかに、その広がりの防止及び汚染の除去
を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれ
ある者がいる場合には、速やかに救出し、避
難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な
措置を講ずること。

（報告の徴収）

第一百三十一条 発電用原子炉設置者は、工場又は
事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状
及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物
質の種類別の年間放出量、固体状の放射性廃棄
物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線
業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆
の実効線量の評価に係るものにあっては毎年四
月一日からその翌年の三月三十一日までの期間
について、その他のものにあっては毎年四月一
日から九月三十日までの期間及び十月一日から
その翌年の三月三十一日までの期間について作
成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内
に原子力規制委員会に提出しなければならない。
い。

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とす
る。

（届出書の提出部数）

第一百三十二条 法第四十三条の三の八第三項、第
四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の
三

十九第二項の規定による届出書の提出部数は、
正本一通とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第一百三十三条 次の各号に掲げる書類の提出につ
いては、当該書類の提出に代えて、当該書類に記
載すべきこととされている事項を記録した電
磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作ら
れる記録であつて、電子計算機による情報処理
の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体
をいう。様式第三において同じ。）及び様式第
三の電磁的記録媒体提出票を提出することによ
り行うことができる。

一 第五十九条第一項又は第三項の運転計画

二 第六十条第一項の申請書 同条第二項第二
号に掲げる財産目録・貸借対照表及び損益計
算書並びに同項第三号に掲げる説明書

三 第九十一条第三項の届出書

四 第九十五条第一項の申請書

五 第九十三条第二項の届出書

六 第百三十一条第一項の報告書

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業省
令第一一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施
行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法律第三十七条
第一項の規定により保安規定の認可を受けてい
る者は、平成十五年十二月三十一日までに同項
に規定する保安規定の変更の認可を申請しなけ
ればならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申
請した者については、当該申請に係る認可又は
認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正
後の第三十六条第一項の規定にかかるらず、な
お従前の例による。

（施行期日）

附 則

（平成一七年一月六日から施行する。）

附 則

（平成一二年一二月二六日総理府
令第一五一号）

（この府令は、平成十三年四月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一二年一二月二六日総理府
令第一五一号）

（この府令は、平成十三年四月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一四年一月三〇日経済産業省
省令第一一八号）

（この省令は、平成十四年一月三十一日から施
行する。ただし、第五十五条の次に一条を加え
る改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部
分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行
する。）

附 則

（平成一四年一月三〇日経済産業省
省令第一一八号）

（この省令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。）

附 則

（平成一二年一二月二六日総理府
令第一五一号）

（この府令は、平成十三年四月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年三月六日経済産業省
省令第一一九号）

（この省令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。）

附 則

（平成一五年三月六日経済産業省
省令第一一九号）

（この省令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。）

附 則 （平成一五年九月二二日経済産業
省令第一〇六号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則 （平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則 （平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則 （平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

（この省令は、平成十五年十月一日から施行す
る。）

附 則

（平成一五年九月二十四日経済産業
省令第一一七号）

し、当該原子炉設置者が改正法による改正後の
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律第四十三条の三の二第二項又は改正法
附則第二条第二項の規定による認可を受けた場
合は、この限りでない。

改正法による改正前の核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律第三十八条第
一項の規定による届出をした原子炉設置者につ
いての旧規則第三十四条の二第一項の規定の適
用については、なお従前の例による。ただし、
当該原子炉設置者が改正法附則第二条第二項の
規定による認可を受けた場合は、この限りでな
い。

この省令による改正後の研究開発段階にある發
電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する發
電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規
則第四十一条第一項の規定の例により核物質
防護規定を定め、これを記載した申請書を經濟
産業大臣に提出しなければならない。

この省令による改正前の研究開発段階における
核原料物質、核燃料物質等の工場又は事業所の外
における運搬に関する規則の一部を改正す
る省令の施行の日（平成十九年一月一日）から
施行する。

（施行期日）

附 則

（平成一八年一二月二六日経済産業
省令第一一九号）

（この省令は、平成一八年一二月二六日経済産業
省令第一一九号）

し、当該原子炉設置者が改正法による改正後の
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律第四十三条の三の二第二項又は改正法
附則第二条第二項の規定による認可を受けた場
合は、この限りでない。

改正法による改正前の核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律第三十八条第
一項の規定による保安規定の認可を受けている
者、第二十六条の二の七の改正規定、第二十六
条の二の七の次に一条を加える改正規定及び第
三十六条の改正規定は、平成十九年十二月十四
日から施行する。

（施行期日）

附 則

（平成一九年八月九日経済産業
省令第一一九号）

（この省令は、平成一九年八月九日経済産業
省令第一一九号）

（この省令は、平成一九年八月九日経済産業
省令第一一九号）

（この省令は、平成一九年八月九日経済産業
省令第一一九号）

（この省令は、平成一九年八月九日絏済産業
省令第一一九号）

し、当該原子炉設置者が改正法による改正後の
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
する法律第四十三条の三の二第二項又は改正法
附則第二条第二項の規定による認可を受けた場
合は、この限りでない。

改正法による改正前の核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律第三十八条第
一項の規定による保安規定の認可を受けている
者、第二十六条の二の七の改正規定、第二十六
条の二の七の次に一条を加える改正規定及び第
三十六条の改正規定は、平成十九年十二月十四
日から施行する。

号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第十五条の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三十五条第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」という。）第三十六条第一項第七号及び第十五号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第六条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十六条の三第一項第七号、第九号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という。）第六十二条第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第八条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種埋設規則」という。）第十九条の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理規則」という。）第三十三条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日までに法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第五条、第五十条の三第一項又は第五十一条の二第一項及び第五十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二第二項、第五十五条の三第一項又は第五十五条の二第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

第一條　設置（経過措置）

る。
行の日（平成二十五年七月八日）から施行す
（平成二十五年七月八日）に掲げる規定の施
行の日（平成二十五年七月八日）から施行す
る。

第

第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の規定にかかるわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要し

三 第八条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る者にあつては、第十六条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項）四 新実用炉規則第三条第一項第七号イ及びロに掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研開炉規則第三条第二項第七号イ及びロに掲げる事項）五 第一項の届出書又は書類には、新実用炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研開炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類）を添付しなければならない。

この規則の施行前に原子力保安省令第二十条第四項、第二十七条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設である原子力発電工作物に係る連絡は、それぞれ新研究開発規則第十九条第四項、第二十八条第四項又は第四十七条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

第五条 新実用炉規則第三十一条第三項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査を受けるべき燃料体（同条第一項に規定する燃料体をいう。）に係る燃料材（新実用炉規則第三条第一項第二号ハ（2）イに規定する燃料材をいう。）の成形加工を平成十五年十月一日前に開始しているものに関する新実用炉規則第三十一条第三項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一ヶ月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一ヶ月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第六条 この規則の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了した原子炉容器等（第四号新規制法

第四十三条の三の十三第一項に規定する原子炉容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項の規定に該当するものを除く。(以下同じ。)であつて輸入したもの以外のもの若しくはこの規則の施行前に輸入した原子炉容器等については、第四号新規制法第四十三条の三の十三第二項の規定にかかるわらず、同項の規定による検査をすることが要しない。

二条第一項又は第二項の規定により届け出られた保安規程（原子力保安省令第四条第三項各号に掲げる事項に関するものに限る。）は、新実用炉規則第四十六条第一項の規定により提出された同条第二項第三号から第五号までに掲げる書類とみなす。

第八条 この規則の施行の際現に特定重要電気工作物（旧電気事業法第五十四条第一項に規定する特定重要電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである特定重要発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設をいう。）がこの規則の施行後最初に受けるべき同項の検査に係る検査時期に關する新実用炉規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「施設定期検査」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一号の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十九号）第五十四条第一項の検査（以下「旧定期検査」という。）」と、同項の表中「施設定期検査」とあるのは「旧定期検査」とする。

第九条 平成二十六年三月三十一日までの間は、新実用炉規則第四十八条第一項の表第三号下欄「二十四月」とあるのは「十八月」と読み替えるものとする。

第十条 この規則の施行前に第八条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に關する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第十一条の二第一項の規定により策定された旧発電用原子炉（設置法附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る原子炉施設（第四号旧規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。以下同じ。）についての保管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二

条第一項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

三号又は新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号に掲げる事項に係るものに限る。)

び第三項第十五号並びに第九十五条第一項及び第二項並びに原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉

2 この規則の施行前に旧実用炉規則第十一條の
一二第二項の規定により策定された旧発電用原子
炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する
方針（同項の規定により旧発電用原子炉の運
転を開始した日以後四十年を経過する日までに
策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第

2 を申請しなければならない。
前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十

の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八十

八十二条第二項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第八十二条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「十年間」とする。ただし、次項の規定による保安規定の変更の認可の申請に係る既設発電用原子炉については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日以後においては、この限りでない。

4 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉を設置している者は、当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合であつて、当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合には、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までに新規制法第四十三条の二の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十五号に掲げる事項のうち当該既設発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての長期保守管理方針の変更に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十一條 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第三十七条第一項の規定による認可を受けている者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年十月七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第7号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十

第十二条 保安規定認可者は、この規則の施行後最初に於ける事項のうち実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定に適合するため必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請を同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十四号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号までに掲げる事項に係るものに限り、前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、該当申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三条、第九十二条第一項第十六号及

第十三条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第四十三条の二第二項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新実用炉規則第九十一条第二項第十五号の規定は、平成二十五年十二月二十七日までに規定する核物質防護規定の変更の認可（新規制法第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新規制法第四号新規制法第四十三条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十四条 核物質防護規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第一項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用炉設置許可基準規則第四十二条又は研開炉設置許可基準規則第四十二条の規定に適合するため必要な事項の変更に係るものに限る）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十六条第一項第八号又は新研開炉規則

条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。
(空き地等量)

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお前項の例による。

じ。)の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年總理府令第十一号）の規定に係るものに限る。」に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期（施行日の前

前記の五十一条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧研開炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合においては、

る。この規則は、令和元年九月十四日から施行する。
委員会規則第四号
附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄
(施行期日)
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）
この規則は、令和元年九月十四日から施行する。
附 則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄

附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）抄

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十二第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

の施設に関する規則(令和二年五月二十六日規制委員会規則第二号)、第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」とある。

(第三条) 第二十九条の規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設(旧法第四十三条の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査(以下この条において単に「施設定期検査」という。)を受けたことがないものを除く。)であつて、旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査法(原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。)第十三条の規定により改正された試験研究の用

て「令」という。第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第七条 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第四十九条

事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧廃棄物管理規則第十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表

第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは
「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同
表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは
「原子力施設の保安のための業務に係る品質管
理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年
原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に
規定する品質マネジメント文書及び品質マネジ
メントシステムに従つた計画、実施、評価及び
改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの
期間」と読み替えるものとする。

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しく
は使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手して
いる者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条
第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究
開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五
十条第一項、第五十一条の十八第一項若しく
は第五十七条第一項の規定により保安規定の認
可を受けている者は、令和二年九月三十日まで、
に新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、
第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の
二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十
八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安
規定の認可又は変更の認可を申請しなければな
らない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の
認可を申請した者が講ずる保安のために必要な
措置については、当該申請に係る認可又は認可を
の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規
則第七条の二の二から第七条の八まで、新試驗
炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研
究開発規則第六十四条から第八十五条まで、新貯
藏規則第二十八条から第三十五条の二まで、新
再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二
種埋設規則第十三条の三から第十九条の二ま
で、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三
十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二
条の十一の三から第二条の十一の十二までの規
定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一條 この規則の施行の際現に旧法第二十二
条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第
四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階發
電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条の五
第二項又は第五十七条の五第一項の規定により
廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二
年九月三十日までに新法第二十二条の八第三
項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の
三の三十四第三項、第五十条の五第三項又は第

五十七条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の第五条第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二 新法原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三から十七までは略

十八 旧研開炉規則 この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

十九 新研開炉規則 この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

二十 略

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

附 則（令和四年三月一六日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ

施設	原子炉	次の工事用	までの工事での増加数	の原発の基數	の原発の基數	の原発の基數	の原発の基數	の原発の工事の変更	の原発の工事の変更	の工事の位置	種類	工事の認可を要するもの	別表第一（第八条、第十二条、第十七条関係）	附則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第六号）	この規則は、公布の日から施行する。
原子炉	原発用	原発用	原発用	原発用	原発用	原発用	原発用	原発用	原発用	原発用	設置の工事	発電用原子炉の設置	の事前届出を要するもの	二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。	

1 原子炉本体に係るもの		1 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの(1) 炉型式、定格(2) 炉心に係るもの(3) 燃料体(4) 反射材(5) 炉心支持構造物に係るもの(6) 原子炉容器本体(監視試験片を除く)(7) 原子炉容器支構造物に係るもの(8) 原子炉容器付属構造物に係るもの(9) 原子炉容器内部構造物に係るもの(10) 原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格(11) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うものの変更を伴うもの(12) 新燃料取扱設備(新燃料貯蔵設備(重水減速沸騰炉に限る。)に係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(13) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料貯蔵槽(水中ラック)及び外燃料貯蔵槽補助(炉外ナトリウム設備、炉内水冷却型原子炉施設)にあっては、使用済燃料の密)に係るもの(14) 軽水減速沸騰炉に係るもの(15) 原子炉冷却系設備(非常用のものに係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(16) 機器冷却系設備(非常用のものに係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(17) 原子炉冷却系設備の基本設計	
2 核燃料の取扱設備及び貯蔵設備		1 改造(中欄に掲げるものを除く。)に係るもの(1) 改造であつて、次に掲げるものを除く。(2) 新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵設備(重水減速沸騰炉に限る。)に係るもの)の改造であつて、次に掲げるものを除く。(3) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料貯蔵槽(水中ラック)及び外燃料貯蔵槽補助(炉外ナトリウム設備、炉内水冷却型原子炉施設)にあっては、使用済燃料の密)に係るもの(4) 使用済燃料貯蔵設備(重水減速沸騰炉に係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(5) 原子炉冷却系設備(非常用のものに係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(6) 原子炉冷却系設備の基本設計	
3 原子炉冷却系設備		1 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの(1) 燃料取扱設備(新燃料取扱設備(重水減速沸騰炉に限る。)に係るもの)の改造であつて、次に掲げるものを除く。(2) 新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵設備(重水減速沸騰炉に限る。)に係るもの)の改造であつて、次に掲げるものを除く。(3) 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料貯蔵槽(水中ラック)及び外燃料貯蔵槽補助(炉外ナトリウム設備、炉内水冷却型原子炉施設)にあっては、使用済燃料の密)に係るもの(4) 使用済燃料貯蔵設備(重水減速沸騰炉に係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(5) 原子炉冷却系設備(非常用のものに係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(6) 原子炉冷却系設備の基本設計	
4 温度計測装置		1 発電用原子炉施設に係るもの(1) 原子炉冷却系設備(非常用のものに係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(2) 原子炉冷却系設備(非常用のものに係るもの)の改造であつて、次に掲げるものに係るもの(3) 原子炉冷却系設備の基本設計	

(除く。)であつて、次げるものを除く。)	に掲げるもの
(1) 制御用空気設備(非常用のものに限る。)に係るもの	に掲げるもの
2 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置の改造であつて、次に掲げるもの	に掲げるもの
(1) 制御方式の変更を伴うもの	の性能又は強度に影響を及ぼすもの
(2) 中央制御室の機能の変更を伴うもの	に影響を及ぼすもの
(3) 中央制御室外の機能の変更を伴うもの	に影響を及ぼすもの
原子炉停止機能の変更を伴うもの	に影響を及ぼすもの
(4) 緊急時制御室の機能の変更を伴うもの	に影響を及ぼすもの
(5) 中央制御材に係る変更を伴うもの	に影響を及ぼすもの
ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの	に影響を及ぼすもの
(1) 制御方式(非常用のものに限る。)に係るもの	に影響を及ぼすもの
(2) 制御棒駆動装置(非常用のものに限る。)に係るもの	に影響を及ぼすもの
ナトリウム漏れ(原子炉カバーガス内管に限る。)の機器への供給ライセンス	に影響を及ぼすもの
(1) 制御材、制御棒駆動装置(原子炉カバーガス内管に限る。)の機器への供給ライセンス	に影響を及ぼすもの
ナトリウム漏れ(原子炉非常停止信号の変更を伴うもの)	に影響を及ぼすもの
(8) 工学的安全施設及びそれ以外の重	に影響を及ぼすもの

放射性廃棄物の施設	5 放射性廃棄物の施設	6 放射線管
掲げるもの	掲げるもの	1 改造であつて、次に掲げるもの
（1）ガス体、液体又は固体廃棄物の処理設備(气体廃棄物処理設備(ガス体若しくは固体廃棄物(气体廃棄物)に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリ)に係る)に係る工事の方法の変更を伴うもの	（1）ガス体、液体又は固体廃棄物の処理設備(气体廃棄物処理設備(ガス体若しくは固体廃棄物(气体廃棄物)に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリ)に係る)に係る工事の方法の変更を伴うもの	1 改造(中欄に掲げるものを除く。)に係る工事の方法の変更を伴うもの
（2）放射性廃棄物流體の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	（2）放射性廃棄物流體の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	2 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設の機能の変更を伴うもの
（3）放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	（3）放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	3 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設の機能の変更を伴うもの
（4）計測装置(非常用のものに限る。)に係るもの	（4）計測装置(非常用のものに限る。)に係るもの	4 エリアモニタリング設備(非常用のものに限る。)に係るもの
（5）ナトリウム漏れ(非常用のものに限る。)に係るもの	（5）ナトリウム漏れ(非常用のものに限る。)に係るもの	5 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
（6）破損燃料検出装置(非常用のものに限る。)に係るもの	（6）破損燃料検出装置(非常用のものに限る。)に係るもの	6 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
（7）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	（7）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	7 原子炉格納施設
（8）工学的安全施設及びそれ以外の重	（8）工学的安全施設及びそれ以外の重	8 その他発電用原子炉の附属施設

放射性廃棄物の施設	6 放射線管	7 原子炉格納施設	8 その他発電用原子炉の附属施設
掲げるもの	掲げるもの	1 改造であつて、次に掲げるもの	1 改造(中欄に掲げるものを除く。)
（1）生体遮蔽装置(中央制御室遮蔽又は外部遮蔽又は緊急時対応型発電用原子炉施設の機能の変更を伴うもの)	（1）生体遮蔽装置(中央制御室遮蔽又は外部遮蔽又は緊急時対応型発電用原子炉施設の機能の変更を伴うもの)	2 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設の機能の変更を伴うもの	2 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設の機能の変更を伴うもの
（2）放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	（2）放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	3 放射線管理施設	3 放射線管理施設
（3）放射性廃棄物流體の漏えいの検出装置に係るもの	（3）放射性廃棄物流體の漏えいの検出装置に係るもの	4 放射線管理施設	4 放射線管理施設
（4）計測装置(非常用のものに限る。)に係るもの	（4）計測装置(非常用のものに限る。)に係るもの	5 放射線管理施設	5 放射線管理施設
（5）ナトリウム漏れ(非常用のものに限る。)に係るもの	（5）ナトリウム漏れ(非常用のものに限る。)に係るもの	6 放射線管理施設	6 放射線管理施設
（6）破損燃料検出装置(非常用のものに限る。)に係るもの	（6）破損燃料検出装置(非常用のものに限る。)に係るもの	7 原子炉格納施設	7 原子炉格納施設
（7）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	（7）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	8 その他発電用原子炉の附属施設	8 その他発電用原子炉の附属施設
（8）工学的安全施設及びそれ以外の重	（8）工学的安全施設及びそれ以外の重		

放射性廃棄物の施設	6 放射線管	7 原子炉格納施設	8 その他発電用原子炉の附属施設
掲げるもの	掲げるもの	1 改造であつて、次に掲げるもの	1 改造(中欄に掲げるものを除く。)
（1）ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	（1）ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	2 修理であつて、次に掲げるもの	2 修理であつて、次に掲げるもの
（2）二次格納施設に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	（2）二次格納施設に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	3 放射線管理施設	3 放射線管理施設
（3）圧力低減設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	（3）圧力低減設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	4 放射線管理施設	4 放射線管理施設
（4）ライニング設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	（4）ライニング設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	5 放射線管理施設	5 放射線管理施設
（5）原子炉格納施設に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	（5）原子炉格納施設に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	6 放射線管理施設	6 放射線管理施設
（6）原子炉格納施設に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	（6）原子炉格納施設に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの	7 原子炉格納施設	7 原子炉格納施設
（7）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	（7）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	8 その他発電用原子炉の附属施設	8 その他発電用原子炉の附属施設
（8）工学的安全施設及びそれ以外の重	（8）工学的安全施設及びそれ以外の重		

(5) 藏槽又は容器に限る常用のものに限る。)に係るもの	(6) 発電機(発電は強度に影響を及ぼす機又は励磁装置に限る。)に係るもの
(7) 冷却設備に係るもの	
(8) その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係るもの	
(9) 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
(10) 非常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの	
1 発電機の設置	1 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置(中欄に掲げたものと除く。)
2 周波数の変更を伴うもの	2 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の改造(中欄に掲げたものを除く。)であつて、次に掲げる(2)電圧調整装置を付加するもの
3 電圧三十万ボルト以上かつ容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置	3 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置
4 電圧三十万ボルト以上かつ容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置	4 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置
5 送電線引出口の遮断器(需要設備遮断器(電気事業法施行令(昭和四十一年政令第二百六号)第四十七条)であつて、電圧十七	5 送電線引出口の遮断器(需要設備遮断器(電気事業法施行令(昭和四十一年政令第二百六号)第四十七条)であつて、電気的に接続するためのものを除く。)

第三項の表第十三号に規定する需要設備をいう。以下同じ。)するもの及びガス遮断器と電気的に接続する器又はガス遮断器にためのものを除く。)外の遮断器に替えるものであつて、電圧三十万ボルト以上のガス遮断器を設置する場合を除く。)
6 送電線引出口の遮断器(需要設備との改造(中欄に掲げる))の電気的に接続するたるもの(ガス遮断器を除く。)を除く。)の電気的に接続するたるもの(ガス遮断器を除く。)を除く。
7 遮断器であつて、電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。)の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの(ガス遮断器を除く。)を除く。
8 改造であつて、次に掲げるものの設置
(1) 常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
(2) 常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの

		(3) 補助ボイラ	
		2 次に掲げるもの	
		1 又は最高使用圧力の変更を伴うもの	
(4) 火災防護設備	(4) 改造であつて、次に掲げるもの	(1) 安全弁の能力の変更を伴うもの	(1) 最高使用圧力の変更を伴うもの
(3) 火災防護設備	(1) 火災区域構造	(2) 再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(2) 使用温度の変更を伴うもの
(2) 消火設備に係るもの	(2) 消火設備に係るもの	(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの	(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの
(4) 火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの	(3) 火災防護設備の基本設計方針、適用規格の変更を伴うもの	(4) 燃料の種類(原油又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。))の別)の変更を伴うもの	(4) 燃料の種類(原油又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。))の別)の変更を伴うもの
	(2) 消火設備に係るもの	(5) 補助ボイラに係る工事の方法の変更を伴うもの	(5) 補助ボイラに係る工事の方法の変更を伴うもの
	(1) 火災区域構造	(6) 補助ボイラに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(6) 補助ボイラに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
		4 修理であつて、安全弁の取替えを伴うもの	4 修理であつて、安全弁の取替えを伴うもの
		5 燃料貯蔵設備又は燃料運搬設備の設置	5 燃料貯蔵設備又は燃料運搬設備の設置

2 ところす載記を字村町区

発電用原子炉施設の熱精算図
熱出力計算書
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
排气中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書
耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書(自然現象への配慮に関する説明を含む)
放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場合を除いた場所をいう。)並びに施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配

置の概要を明示した図面 取水口及び放水口に関する説明書 設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、外径、閉止時間、漏えい率、面積、制限流量、落下高、速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力及び設計温度の設定根拠に関する説明書 環境測定装置（放射線管用計測装置に係るもの（を除く））の構造図及び取付箇所を明示した図面 炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書 安全設備（研磨炉技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいうこと）及び重大事故等対処設備（研磨炉設置許可基準規則第二条第三項）に関する説明書

体炉原本

ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るも	ナトリウム漏えいによる物理的影響は化学的影響を抑制する措置に関する説明書、建物内に敷設したライニング設備の敷設範囲及び圧力開放ダンバーの配置を明示した図面	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書
----------------------	---	----------------------------	------------------------------	---	----------------------	----------------------	--

のあつては、次の強度に関する説明書	事項
1 炉型式、定格熱出力、過剩反応度及び反応度係数(ドップラ効率)、燃料温度係数、構造材温度係数、冷却材性能に温度係数、炉心支持板温度係数及び出力率	炉型式、定格熱出力、過剩反応度及び反応度係数(ドップラ効率)、燃料温度係数、構造材温度係数、冷却材性能に温度係数、炉心支持板温度係数及び出力率
2 炉心に係る次の事項	炉心に係る次の事項
(1) 炉心形状、燃料集合体数(燃料の種類ごとに記載すること)、付箇所を明示し	炉心形状、燃料集合体数(燃料の種類ごとに記載すること)、付箇所を明示し
(2) 燃料体最高燃焼度、軸方向ブランケット厚さ及び半径方向ブランケット等価厚さ	炉心燃料領域高さ、炉心燃料領域等価直径、軸方向ブランケット厚さ及び半径方向ブランケット等価厚さ
(3) 核的・熱的制限値(反応度停止余裕、制御棒のうち調整棒による最大反応度添加量(初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること)、及び核燃料物質の最大度(初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること))	炉心燃料領域等価直径、軸方向ブランケット厚さ及び半径方向ブランケット等価厚さ
(4) 炉内構造支構	炉内構造支構
(5) 基礎ボルトの名稱、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	基礎ボルトの名稱、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(6) 据付ボルトの名稱、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	据付ボルトの名稱、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(7) 上部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	上部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(8) 下部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	下部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(9) 連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(10) 連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料(初装荷及び取替えの別に記載すること)	燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料(初装荷及び取替えの別に記載すること)
4 反射材の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	反射材の名称、種類、主要寸法、材料及び個数
5 炉心支持構造物に係る次の事項	炉心支持構造物に係る次の事項
(1) 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度	炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度

最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	事項
(2) 上部炉心支持板の種類、種類、最高使用圧力、最高使用温度	上部炉心支持板の種類、種類、最高使用圧力、最高使用温度
(3) 支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度	支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度
(4) 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度	下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度
(5) 炉内構造支構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度	炉内構造支構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度
(6) 据付ボルトの名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度	据付ボルトの名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度
(7) 上部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	上部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(8) 下部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	下部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(9) 連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(10) 連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

及 施 取 質 料 核 物 燃	事項
1 燃料取扱設備に係る次の事項	燃料取扱設備に係る次の事項
(1) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主	新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主
2 原子炉容器に係る次の事項	原子炉容器に係る次の事項
(1) 原子炉容器本体	原子炉容器本体

施設配置図	施設配置図
1 燃料取扱設備に係る次の事項	燃料取扱設備に係る次の事項
(1) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主	新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主
2 原子炉容器に係る次の事項	原子炉容器に係る次の事項
(1) 原子炉容器本体	原子炉容器本体

高使用温度、主要寸器及び炉外燃料 法、材料、駆動方法、貯蔵設備の冷却 個数及び取付箇所(常設能力に関する説 すこと)。	ト主配管の名称、最槽の水深及び炉 高使用圧力、最高使用外燃料貯蔵設備 温度、外径、厚さ及び遮蔽ブレーキの 材料(常設及び可搬の遮蔽能力に 別に記載し、可搬型の遮蔽能力に 場合は、取付箇所を付 記すること)。	使用済燃料貯 用容器の名称、種類、 容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数並び に放射線遮蔽材の種 類、主要寸法、冷却方 法及び材料
2 新燃料貯蔵設備に 係る次の事項	(1) 新燃料貯蔵庫 (仮貯蔵庫を含む。)の 名称、種類、容量、主 要寸法、材料及 び個数	用容器の名称、種類、 容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数並び に放射線遮蔽材の種 類、主要寸法、冷却方 法及び材料
3 使用済燃料貯蔵設 備に係る次の事項	(1) 使用済燃料貯 藏(重水減沸騰軽水 冷却型原子炉施設に つては使用済燃料貯 藏)の名称、種類、容 量、主要寸法、材料及 び個数	用容器の名称、種類、 容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数並び に放射線遮蔽材の種 類、主要寸法、冷却方 法及び材料
(2) 使用済燃料運搬 器具の名称、種類、容 量、主要寸法、材料及 び個数	(2) 新燃料貯蔵ラ ックの名称、種類、容 量、主要寸法、材料及 び個数	(3) 使用済燃料運搬 遮蔽材及び使用 済燃料貯蔵用容 器の放射線遮蔽 材の放射線の遮 蔽及び熱除去に ついての計算書
(3) 使用済燃料運搬 器具の放射線の遮 蔽能力に関する説 明書	(4) 貯蔵槽の名称、 種類、容量、主要寸 法、材料及び個数	(5) 使用済燃料貯 蔵槽の温度、水位及び漏 えいを監視する装置の 名称、種類、計測範 囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別 に記載すること)。
(4) 貯蔵槽の名称、 種類、容量、主要寸 法、材料及び個数	(6) 使用済燃料貯 蔵槽の密封性を監視 する装置の名称、種 類、計測範囲、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(6) 使用済燃料貯 蔵槽の温度、水位及び漏 えいを監視する装置の 名称、種類、計測範 囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別 に記載すること)。
(5) ろ過装置の名 称、種類、容量、最高 使用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料、 法、材料及び個数	(7) 主配管の名称、 最高使用圧力、最高使 用温度、外径、厚さ及 び材料(常設及び可搬 型の別に記載し、可搬 型の場合は、取付箇所 に記載すること)。	(7) 主配管の名称、 最高使用圧力、最高使 用温度、外径、厚さ及 び材料(常設及び可搬 型の別に記載し、可搬 型の場合は、取付箇所 に記載すること)。
(6) 主要弁の名称、 種類、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料、駆動方法、 個数及び取付箇所(常 設及び可搬型の別に記 載すること)。	(8) 热交換器の名 称、種類、容量、最高 使用圧力、最高使用温 度、外径、厚さ及び 冷却淨化設備(重水減 速沸騰軽水冷却型原 子炉施設にあってはブ ル水冷却淨化系設備) に係る次の事項	(8) 热交換器の名 称、種類、容量、最高 使用圧力、最高使用温 度、外径、厚さ及び 冷却淨化設備(重水減 速沸騰軽水冷却型原 子炉施設にあってはブ ル水冷却淨化系設備) に係る次の事項
(7) 热交換器の名 称、種類、容量、最高 使用圧力、最高使用温 度、外径、厚さ及び 冷却淨化設備(重水減 速沸騰軽水冷却型原 子炉施設にあってはブ ル水冷却淨化系設備) に係る次の事項	(9) 送風機の名称、種 類、容量、最高使用压 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(9) 送風機の名称、種 類、容量、最高使用压 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。
(8) 送風機の名称、種 類、容量、最高使用压 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(10) 原動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(10) 原動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。
(9) 原動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(11) 驅動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(11) 驅動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。
(10) 驅動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(12) 取付箇所(常設 及び可搬型の別に記 載すること)。	(12) 取付箇所(常設 及び可搬型の別に記 載すること)。
(11) 取付箇所(常設 及び可搬型の別に記 載すること)。	(13) その他(主配管 の種類、容量、最高使 用温度、主配管の外 径、厚さ及び冷却淨 化設備の外径、厚さ 及び冷却淨化設備の 外径、厚さ)	(13) その他(主配管 の種類、容量、最高使 用温度、主配管の外 径、厚さ及び冷却淨 化設備の外径、厚さ 及び冷却淨化設備の 外径、厚さ)

(4) 使用済燃料貯 蔵槽の名称、種類、 容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数	（4）可搬型の別に記載す ること。
(5) 貯蔵槽の名称、 種類、容量、主要寸 法、材料及び個数	(3) 容器の名称、種 類、容量、最高使用圧 力、最高使用温度、主 要寸法、材料及び個数
(6) 使用済燃料貯 蔵槽の温度、水位及び漏 えいを監視する装置の 名称、種類、計測範 囲、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別 に記載すること)。	(2) 炉外燃料貯蔵槽 の熱交換器の名称、種 類、容量、最高使用圧 力、最高使用温度、主 要寸法、材料及び個数
(7) 主配管の名称、 最高使用圧力、最高使 用温度、外径、厚さ及 び材料(常設及び可搬 型の別に記載し、可搬 型の場合は、取付箇所 に記載すること)。	(1) 炉外燃料貯蔵槽 の冷却設備(重水減 速沸騰軽水冷却型原 子炉施設にあってはブ ル水冷却淨化系設備) に係る次の事項
(8) 热交換器の名 称、種類、容量、最高 使用圧力、最高使用温 度、外径、厚さ及び 冷却淨化設備(重水減 速沸騰軽水冷却型原 子炉施設にあってはブ ル水冷却淨化系設備) に係る次の事項	(2) 送風機の名称、種 類、容量、最高使用压 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。
(9) 原動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(3) 驅動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。
(10) 驅動機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	(4) 取付箇所(常設 及び可搬型の別に記 載すること)。
(11) 取付箇所(常設 及び可搬型の別に記 載すること)。	(12) その他(主配管 の種類、容量、最高使 用温度、主配管の外 径、厚さ及び冷却淨 化設備の外径、厚さ 及び冷却淨化設備的 外径、厚さ)

度、主要寸法、材料及 び個数	（2）炉外燃料貯蔵槽 の冷却設備に係る次 の事項
（1）熱交換器の名 称、容量、最高使用温 度、外径、厚さ及び 冷却淨化設備の外径、 厚さ	（1）熱交換器の名 称、容量、最高使用温 度、外径、厚さ及び 冷却淨化設備の外径、 厚さ
（2）炉外燃料貯蔵槽 の冷却設備(重水減 速沸騰軽水冷却型原 子炉施設にあってはブ ル水冷却淨化系設備) に係る次の事項	（2）炉外燃料貯蔵槽 の冷却設備(重水減 速沸騰軽水冷却型原 子炉施設にあってはブ ル水冷却淨化系設備) に係る次の事項
（3）送風機の名称、種 類、容量、最高使用压 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	（3）送風機の名称、種 類、容量、最高使用压 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。
（4）驱动機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。	（4）驱动機の種類、 力、最高使用温度、主 要寸法、材料、個数及 び取付箇所(常設及び 可搬型の別に記載す ること)。
（5）取付箇所(常設 及び可搬型の別に記 載すること)。	（5）取付箇所(常設 及び可搬型の別に記 載すること)。

温度、外径、厚さ及び
材料（常設及び可搬型
の別に記載し、可搬型
の場合は取付箇所を付
記すること。）
(3) 炉外燃料貯蔵槽
補助ナトリウム設備に
係る次の事項
イ 热交換器の名称、
種類、容量、最高使用
圧力（管側及び胴側の
別に記載すること。）
最高使用温度（管側及
び胴側の別に記載する
こと）。伝熱面積、主
要寸法、材料、個数及
び取付位置
ロ ポンプの名称、種
類、容量、揚程又は吐
出圧力、最高使用压
力、最高使用温度、主
要寸法、材料、個数及
び取付箇所（常設及び
可搬型の別に記載す
ること。）
ハ 容器の名称、種
類、容量、最高使用压
力、最高使用温度、主
要寸法、材料、個数及
び取付箇所（常設及び
可搬型の別に記載す
ること。）
ニ ろ過装置の名称、
種類、容量、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）
ホ 主要弁の名称、種
類、最高使用圧力、最
高使用温度、主要寸
法、材料、駆動方法、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

（4）炉外燃料貯蔵槽（アルゴンガス設備に係る次の事項）

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を明記すること。）

（5）ナトリウム機器（内包する区域の換気設備、放射線管理施設に属する換気設備を除く。）に係る次の事項

イ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法

個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出

設統却爐原
施柔冷子

力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別 に記載すること。)	類、容量、主要寸法、 個数及び取付箇所並び に原動機の種類、出 力、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別 に記載すること。)
(6) ライニング設備 の名称、種類、設計温 度、主要寸法及び材料 度、核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設の基 本設計方針、適用基準 及び適用規格	(6) ライニング設備 の名称、種類、設計温 度、主要寸法及び材料 度、核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設の基 本設計方針、適用基準 及び適用規格
7 核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設に係 る工事の方法	7 核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設に係 る工事の方法
原子炉冷却系統施設に 係るもの(蒸気タービンの に係るもの)を除く。)の配 置を明示し	原子炉冷却系統 施設に係る機器 の配置を明示し
1 一次冷却材の種類 及び酸素濃度	1 一次冷却材の種類 及び酸素濃度
2 原子炉容器本体の給水処理系統 入口及び出口の一次冷 却材の圧力、温度及び 流量	2 原子炉容器本体の給水処理系統 入口及び出口の一次冷 却材の圧力、温度及び 流量
3 一次主冷却系中間 熱交換器一次側の一次 冷却材の温度及び流量 強度に関する説 明書(支持構 造物を含めて記 載すること。)	3 一次主冷却系中間 熱交換器一次側の一次 冷却材の温度及び流量 強度に関する説 明書(支持構 造物を含めて記 載すること。)
(1) 一次冷却系の系 統数	(1) 一次冷却系の系 統数
(2) 热交換器の名 称、種類、容量、最高 使用圧力(管側及び 設備に係る次の事項 (1) 一次冷却系の系 統数	(2) 热交換器の名 称、種類、容量、最高 内圧(管側及び胴 側の別に記載する と。)、最高使用温 (管側及び胴側の別 記載すること。)、伝 熱面積、主要寸法、 料、個数及び取付 (3) ボンプの名称、 種類、容量 揚程又は測 範囲及び警 報

吐出圧力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
並びに原動機の名称、
種類、容量、最高使用压
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
(4) 容器の名称、種
類、容量、最高使用压
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
(5) 主要弁の名称、種
類、最高使用压カ、
最高使用温度、主要寸
法、材料、駆動方法、
個数及び取付箇所
(6) 主配管の名称、
最高使用压カ、最高使
用温度、外径、厚さ及
び材料
(7) 圧力開放板の名
称、種類、型式、設定
破裂圧力、個数及び取
付箇所
(8) 緊急ドレンに使
用する主要弁に設置す
る予熱設備の名称、種
類及び最低予熱温度
9 補助冷却設備に係
る次の事項
(1) 热交換器の名
称、種類、容量、最高
使用圧力(管側及び胴
側の別に記載すること。
)、最高使用温度
(管側及び胴側の別に
記載すること。)伝熱
面積、主要寸法、材
料、個数及び取付位置
(2) 送風機の名称、
種類、容量、主要寸
法、個数及び取付箇
所(常設及び可搬型の
種類、最高使用压カ、
最高使用温度、主要寸

(4) 主配管の名称、
個数及び取付箇所
(5) 冷却塔又は冷却
池の種類、容量、入口
及び出口の冷却水標準
温度、設計外気温度、
主要寸法、個数並びに
取付箇所(常設及び可
搬型の別に記載するこ
と)。
10 一次ナトリウム
補助設備に係る次の
事項
(1) 热交換器の名
称、種類、容量、最高使
用圧力(管側及び胴側
の別に記載すること)。
(2) ポンプの名称、
種類、容量、揚程又は
面積、主要寸法、材
料、個数及び取付位置
(管側及び胴側の別に
記載すること)、伝熱
吐出圧力、最高使用压
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、
出力及び個数
(3) 容器の名称、種
類、容量、最高使用压
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
(4) ろ過装置の名
称、種類、容量、最高
使用圧力、最高使用溫
度、主要寸法、材料及
び個数
(5) 主要弁の名称、
種類、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、駆動方法、
個数及び取付箇所

(6) び 材 料	最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び 補助設備に係る次の事項
(1)	ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主導力寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(2)	容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主導力寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(3)	過置装置の名前寸法、材料及び個数
(4)	種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法
(5)	最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
事項	（1） 壓縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、最高使用温度、主導力寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 （2） 容器の名称、種類、容量、最高使用温度、主導力寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 （3） ろ過装置の名前寸法、材料及び個数

び個数	度、主要寸法、材料及 種類、最高使用圧力
(4)	主要弁の名称 最高使用温度、主要寸 法、材料、駆動方法
び材料	個数及び取付箇所 (5) 主配管の名称 最高使用圧力、最高傳 用温度、外径、厚さ及 び材料
事項	1 3 二次アルゴンガス 系設備に係る次の事項 (1) 圧縮機の名称 種類、容量、吐出圧 力、主要寸法及び個數 並びに原動機の種類 出力及び個数
び個数	(2) 容器の名称、種 類、容量、最高使用圧 力、最高使用温度、主 要寸法、材料及び個數 (3) ろ過装置の名 称、種類、容量、最高 使用圧力、最高使用溫 度、主要寸法、材料及 び個数
事項	(4) 主要弁の名称 種類、最高使用圧力 最高使用温度、主要寸 法、材料、駆動方法 個数及び取付箇所 (5) 主配管の名称 最高使用圧力、最高傳 用温度、外径、厚さ及 び材料
却系	1 4 メンテナンス冷 却系設備に係る次の事 項 (1) 热交換器の名 称、種類、容量、最高 使用圧力(管側及び胴 側の別に記載するこ と)、最高使用温度(管 側及び胴側の別に記 載すること)、伝熱

面積、主要寸法、材料及び個数	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、材料及び個数
力、最高使用温度、要寸法、材料及び個数	(3) 容器の名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主度、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(4) ろ過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主度、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(5) 送風機の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主度、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(6) 主要弁の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに取付箇所
並びに原動機の種類、出力及び個数	(7) 主配管の名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに取付箇所
並びに原動機の種類、出力及び個数	15 ナトリウム機器を内包する区域の換気設備(放射線管理施設に属する換気設備を除く。)に係る次の事項
並びに原動機の種類、出力及び個数	(1) 送風機の名稱、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(2) ポンプの名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(3) 容器の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(4) ろ過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(5) 主要弁の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
並びに原動機の種類、出力及び個数	(6) 主配管の名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	16 ライニング設備の名稱、種類、設計温度、主要寸法及び材料
に係る次の事項	(1) 热交換器の名稱、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
却系設備に係る次の事項	(2) ポンプの名稱、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
水冷却型原子炉施設にあっては原子炉補機冷却設備(重水减速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(3) 容器の名稱、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主度、主要寸法、材料及び個数
と。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	(4) ろ過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
と。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	(5) 送風機の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
と。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	(6) 主要弁の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
と。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	(7) 主配管の名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

用温度、外径、厚さ及び材料	18 機器冷却系設備に係る次の事項
1 7 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(1) 热交換器の名稱、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
1 7 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(2) ポンプの名稱、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
1 7 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(3) 容器の名稱、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主度、主要寸法、材料及び個数
1 7 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(4) ろ過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 7 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(5) 送風機の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 7 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(6) 主要弁の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 7 原子炉補機冷却設備(重水減速沸騰軽水冷却装置)に係る次の事項	(7) 主配管の名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

2 0 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)に係る次の事項	1 余熱除去系設備に係る次の事項
1 9 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(1) 热交換器の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 9 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(2) ポンプの名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 9 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(3) 容器の名稱、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主度、主要寸法、材料及び個数
1 9 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(4) ろ過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 9 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(5) 送風機の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 9 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(6) 主要弁の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
1 9 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(7) 主配管の名稱、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 復水器に係る次の事項

イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数

ロ 屬設備に係る次の事項

(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数

(2) 熱交換器(湿分分離器を含む。)に係る次の事項

イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用能力(一次側及び二次側)の最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数

ロ 口交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。貯水設備の種類、容量及び個数

(4) 管等に係る次の事項

イ 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること)。

計測システム施設

口	蒸気だめ、ドレン
タンクの最高使用圧	力
最高使用温度、主	要寸法及び材料
安全弁及び逃がし	弁の種類、吹出圧力、
弁の種類、吹出量、個数及び取付	吹出量、個数及び取付箇所
3 蒸気タービンの基	3 蒸気タービンの基
本設計方針、適用基準	重水減速沸騰軽水冷却
及び適用規格	型発電用原子炉施設に設
4 蒸気タービンに係	るもの（発電用原子（計測装置を除く
る工事の方法	炉の運転を管理するた）の配置を明示
重水減速沸騰軽水冷却	めの制御装置に係るもした図面及び系
型発電用原子炉施設に設	のを除く。）にあつて統図
るもの（発電用原子（計測装置を除く	は、次の事項
炉の運転を管理するた）の配置を明示	1 制御用空氣設備にての計算書（最
めの制御装置に係るもした図面及び系	大反応度制御能力、
のを除く。）にあつて統図	制御能力について
は、次の事項	制御能力について
1 制御用空氣設備にての計算書（最	1 制御用空氣設備にての計算書（最
大反応度制御能力、	大反応度制御能力、
制御能力について	制御能力について
係る次の事項	係る次の事項
(1) 圧縮機の名称、反応度制御能力、	(1) 圧縮機の名称、反応度制御能力、
種類、容量、吐出圧、停止余裕、負の	種類、容量、吐出圧、停止余裕、負の
力、主要寸法、個数及反応度添加率、	力、主要寸法、個数及反応度添加率、
び取付箇所並びに原動ほう酸及びほう	び取付箇所並びに原動ほう酸及びほう
機の種類、出力、個数酸水の貯蔵量並	機の種類、出力、個数酸水の貯蔵量並
び取付箇所（常設及び可搬型の根拠に	び取付箇所（常設及び可搬型の根拠に
び可搬型の別に記載すること。）	び可搬型の別に記載すること。）
(2) 容器の名称、種	(2) 容器の名称、種
類、容量、最高使用圧、耐震性に関する	類、容量、最高使用圧、耐震性に関する
力、最高使用温度、主要寸法、	力、最高使用温度、主要寸法、
要寸法、材料、個数及造物を含めて記	要寸法、材料、個数及造物を含めて記
び取付箇所（常設及び可搬型の別に記	び取付箇所（常設及び可搬型の別に記
載すること。）	載すること。）
(3) 安全弁の名称、物を含めて記載	(3) 安全弁の名称、物を含めて記載
種類、吹出圧力、吹出すること。）	種類、吹出圧力、吹出すること。）
量、主要寸法、材料、構造図	量、主要寸法、材料、構造図
個数及び取付箇所（常設測定装置の構成	個数及び取付箇所（常設測定装置の構成
設及び可搬型の別に記	設及び可搬型の別に記
載すること。）	載すること。）
(4) 主要弁の名称、及び検出器の取	(4) 主要弁の名称、及び検出器の取
種類、最高使用圧力、付箇所を明示し	種類、最高使用圧力、付箇所を明示し
最高使用温度、主要寸	最高使用温度、主要寸
法、材料、駆動方法、測範囲及び警報	法、材料、駆動方法、測範囲及び警報
材料、駆動方法、測範囲及び警報	材料、駆動方法、測範囲及び警報

個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	動作範囲に関する説明書
(5) 主配管の名称、信号の作動回路の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書)	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
2 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転図及び設定値の根拠に関する説明書)	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
3 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転図及び設定値の根拠に関する説明書)	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
工事の方法	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
ナトリウム冷却型発電装置を除く。)に係る発電用原子炉の運転用に係る説明書	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
工事の方法	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
ナトリウム冷却型発電装置を除く。)に係る発電用原子炉の運転用に係る説明書	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
工事の方法	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
1 制御方式及び制御方法	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
(1) 発電用原子炉の制御方式	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
発電用原子炉の反応度安全弁の吹出量の制御方式並びに安全計算書(バネ式保護系その他重大事故のものに限る。)	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
発生時に原子炉を安全に停止するための回路(以下「安全保護系等」という。)	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
(2) 発電用原子炉の制御方法	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書
制御棒の位置の制御方法、一次冷却材温度の制御方法、一次及び二次冷却材流量の制御方	原子炉非常停止の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書

事項	法並びに安全保護系等の制御方法
2 制御材に係る次の事項	種類、組成、反応度、御能力、停止余裕、主要寸法及び個数
(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度、御能力、停止余裕、主要寸法及び個数	(2) 固定吸収体の名称、種類、組成、反応度、御能力、停止余裕、主要寸法及び個数
3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度及び個数	4 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)
(1) 線源領域計測装置、広域計測装置及び原動機の種類、出力及び個数	5 ナトリウム漏えい検出装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)
(2) 一次冷却材の循環設備に設置する一次冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名前、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	6 破損燃料検出設備に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)
(3) 原子炉容器本体内外の液位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	7 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類及び個数、原子炉非常停止に要する信号の個数、設定値及び原子炉非常停止信号を発信させない条件
(4) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	8 工学的安全施設及びそれ以外の重大な事故時に自動的に作動させる設備(以下「工学的安全施設等」とい

事項	可搬型の別に記載すること。)
(4) 一次冷却材の酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(5) 原子炉格納容器本体の圧力、温度又は窒素雰囲気区域酸素濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(6) 二次冷却材の循環設備に設置する二次冷却材の温度又は流量を計測する装置の名前、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(7) 一次冷却材又は二次冷却材のカバーガス設備に設置するガバーナガスの圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(8) メンテナンス冷却材の温度を計測する冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(9) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

事項	(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(10) 二次格納施設の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること。)

事項	う。)の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び工学的安全施設等の作動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の作動信号を発信させない条件
(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること。)

事項	う。)の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び工学的安全施設等の作動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の作動信号を発信させない条件
(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること。)

設棄の棄性放
施廢物廢射

		転を管理するための制御装置を除く。)の基準	
		本設計方針、適用基準及び適用規格	
1 1	計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を転を管理するための制御装置を除く。)に係る工事の方法	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては、次の事項	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基準
1 2	中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	緊急時制御室操作機能	停止機能
1 3	4 機能	4 機能	4 機能
(1)	1 機能	2 機能	3 機能
(2)	(3)	(4)	(5)
(4)	(5)	(6)	(7)
(5)	(6)	(7)	(8)
(6)	(7)	(8)	(9)
(7)	(8)	(9)	(10)
(8)	(9)	(10)	
(9)	(10)		
(10)			

		度、主要寸法、材料及びその基礎の状況を明示した図面(自立型のものに限る。)
(5) 主配管の名称		最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び個数
(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主寸法及び材料		最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び個数
(7) 廃棄物処理設備に係る次の事項		漏えい防止能力
(8) 流体状の放射性廃棄物の漏えい防止能力		漏えい防止能力
(9) 固体廃棄物処理設備における放射性廃棄物の漏えい防止能力		漏えい防止能力
(10) 放射性廃棄物の漏えい防止能力		漏えい防止能力

		(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器(放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)
(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(13) プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうちのうちの主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(15) 排気筒の名称、種類、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

		高使用温度、外径、厚さ及び材料
(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の名稱、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		(11) 送風機の名稱、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(12) 排風機の名稱、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の名稱、種類、容量、主要寸法及び個数		(12) 排風機の名稱、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(13) プロワの名稱、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の名稱、種類、容量、主要寸法及び個数		(13) プロワの名稱、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうちのうちの主要機器の名稱、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうちのうちの主要機器の名稱、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(15) 排気筒の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		(15) 排気筒の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
(16) 排気筒の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数		(16) 排気筒の名稱、種類、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

線放管射

る容器（放射性物質の濃度が三十七キロベックル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するため施設する場所の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに射性廃棄物を運搬するために施設する場所の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料。

（2）原子炉格納容器
本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する場所の範囲及び材料。

（3）放射性廃棄物運搬用容器にあつては、流体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する場所の範囲及び材料。

（4）原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の漏えいを防

止するために施設する場所の範囲及び材料。

（5）放射性廃棄物貯蔵設備の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料。

（6）放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

装置に係る次の事項に係る機器（放

設理施

(警報装置を有する場所)		射線管理用計測装置の構成に	測定装置の系統図	図面及び系統図	放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した	付記すること。
（1）プロセスマニタリング設備に係る次の事項	（2）放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、付箇所を明示した図面並びに計測器の種類、計測範囲及び検出器の取扱いを記載すること。	測定装置の構成に	測定装置の系統図	図面及び系統図	放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した	付記すること。
（3）エリアモニタリング設備に係る次の事項	（4）中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所を記載し、監視・記録の場所を付記すること。	測定装置の構成に	測定装置の系統図	図面及び系統図	放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した	付記すること。
（5）緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所を記載し、監視・記録の場所を付記すること。	（6）固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所を記載し、監視・記録の場所を付記すること。	測定装置の構成に	測定装置の系統図	図面及び系統図	放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した	付記すること。
（7）移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所を記載し、監視・記録の場所を付記すること。	（8）換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び個数及び取付箇所）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所を記載すること。	測定装置の構成に	測定装置の系統図	図面及び系統図	放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した	付記すること。
（9）フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（10）	測定装置の構成に	測定装置の系統図	図面及び系統図	放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した	付記すること。

（1）主要弁の名称、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（3）送風機の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（4）排風機の名称、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（5）	（6）
（7）	（8）
（9）	（10）

（1）主要弁の名称、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（3）送風機の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（4）排風機の名称、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（5）	（6）
（7）	（8）
（9）	（10）

3 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 放射線管理施設に係る工事の方法

ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合、その動作範囲を付記すること。）

(1) プロセスマニタリング設備に係る次の事項

イ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名前、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）

及び個数

ロ 二次主冷却材中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ 一次アルゴンガス設備設置室内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

二 燃料出入機冷却ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

設納爐原
施格子

設 及 び 個 数	2 生体遮蔽装置 (原 子炉本体遮蔽、一次主 冷却系遮蔽、補助遮 蔽、中央制御室遮蔽 外部遮蔽、緊急時制御 室及び緊急時対策所 において従事者等の放射 線防護を目的として設 置するものに限る。使 用済燃料運搬用容器の 放射線遮蔽材、使用済 燃料貯蔵用容器の放射 線遮蔽材、放射性廃棄 物運搬用容器の放射線 遮蔽材及び一時的に設 置するものを除く。) の名称、種類、主要寸 法、冷却方法及び材料 3 放射線管理施設の 基本設計方針、適用基 準及び適用規格 4 放射線管理施設に 係る工事の方法 ナトリウム冷却型発電 用原子炉施設に係るも のにあつては、次の事 項	測範囲、取付箇所 (常 設及び可搬型の別を記 載し、監視・記録の場 所を付記すること。)
名称、最高使用圧力、構造図	1 原子炉格納容器に 係る次の事項 (1) 原子炉格納容器 本体の名称、種類、最 高使用圧力、最高使用 温度、設計漏えい率、 主要寸法、材料及び個 数	原子炉格納発電原 子炉格納施設に係る機 器の配 置を明示した図 面及び系統図
最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数	2 機器搬出入口の すること。 (2) エアロゾクの名 称、最高使用圧力、最 高使用温度、主要寸 法、材料及び個数	耐震性に関する 説明書 (支持構 造物を含めて記 載すること。) 原子炉格納容器本 体の脆性破壊防 止に関する説明
法、材料及び個数	3 原子炉格納容器の 設計条件に関する 説明書 (支持構 造物を含めて記載 すること。)	原子炉格納施設

<p>(4) 原子炉格納容器を併せて記載する 配管貫通部、電気配線のこと。)</p> <p>貫通部及び格納容器貫通部スリーブの名称又は貫通部番号、種類、性能に関する説明書、最高使用圧力、明書</p> <p>最高使用温度、構成（貫通部スリーブを除く。）、主要寸法及び個数、最高使用圧力、明書</p> <p>2 二次格納施設に係る次の事項</p> <p>(1) 外周コンクリート壁の名称、種類、主寸法及び材料</p> <p>(2) アニユラスシールの名称、種類、設計圧力、設計温度及び材料</p> <p>3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項</p> <p>(1) 真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p> <p>(2) 原子炉格納施設換気空調設備及び窒素雰囲気調節設備に係る次の事項</p> <p>イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。</p> <p>ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主寸法、材料、個数及び最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、</p> <p>び取付箇所（常設及び</p>	<p>原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面</p> <p>圧力低減設備のポンプの有効吸引水頭に関する説明書</p> <p>安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）</p>
---	--

可搬型の別に記載すること。
ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

可搬型の別に記載すること。)
リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ヌ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を記載すること。)
ル 再結合装置の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ワ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
カ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ヨ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（3）圧力逃がし装置に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸

名称、種類、設計温度、主要寸法及び材料	常設及び可搬型の別に記載すること。)
4 ライニング設備に	4 ライニング設備の
5 原子炉格納施設の	5 原子炉格納施設の
6 原子炉格納施設に	6 原子炉格納施設に
係る工事の方法	係る工事の方法
1 常用電源設備との切換方法	1 常用電源設備との切換方法
2 非常用発電装置に係る次の事項	2 非常用発電装置に係る次の事項
(1) ガススタービンに係る次の事項	(1) ガススタービンに係る次の事項
イ ガススタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、被動機一体の危険度、被動機一体の危険度、速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	イ ガススタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、被動機一体の危険度、速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
ロ 主要な管の主要寸法及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び	ロ 主要な管の主要寸法及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び
調速装置の種類	調速装置の種類
ニ ガススタービンに附	ニ ガススタービンに附
ハ 調速装置及び非常	ハ 調速装置及び非常
度、最高使用圧力(一	度、最高使用圧力(一
次側及び二次側の別に記載すること)、最高	次側及び二次側の別に記載すること)、最高
使用温度	使用温度

1	主要な管の最高使用圧力、最高使用温度	二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
2	中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料	ホガスター・ビンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項
3	冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
4	ヘ 空気冷却器に係る次の事項	空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
5	ト ガスター・ビンに附属する管に係る次の事項	空気だめ及びガスだめの種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 内燃機関に係る次の事項

イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類

ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項

1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 圧縮機の名称、種類、容量　吐出圧力
主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び搬型の別に記載する）
付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び搬型の別に記載する）
と。
ホ 燃料ディタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び搬型の別に記載すること）。
（3）ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
（4）燃料設備に係る次の事項
イ ボンブの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
ハ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(5) 発電機に係る次の事項
イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載する)。
ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載する)。
ハ 保護絶電装置の名称及び種類。

(6) 冷却設備に係る次の事項
イ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

ハ ろ過装置の名称
種類、容量、最高使田
圧力、最高使用温度
主要寸法、材料、個数
及び取付箇所（常設す
び可搬型の別に記載す
ること）
二 主要弁の名称、種
類、最高使用圧力、最
高使用温度、主要寸
法、材料、駆動方法
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること）
ホ 主配管の名称、最
高使用圧力、最高使田
温度、外径、厚さ及バ
材料（常設及び可搬型
の別に記載し、可搬型
の場合は、取付箇所を
付記すること）
ト 冷却塔又は冷却池
の種類、容量、入口及
び出口の冷却水標準温
度、設計外気温度、主
要寸法、個数並びに取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載すること）
チ 送風機の名称、種
類、容量、主要寸法
個数及び取付箇所並
に原動機の種類、出
力、個数及び取付箇所
(常設及び可搬型の別
に記載すること)
3 排風機の名称、種
類、容量、主要寸法
個数及び取付箇所並
に原動機の種類、出
力、個数及び取付箇所
(常設及び可搬型の別
に記載すること)
（1）無停電電源装置
の名称、種類、容量
（非常用のものに限る
。）に係る次の事項

電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
5 非常用電源設備に係る工事の方法	5 非常用電源設備に係る工事の方法
1 発電機に係る次の事項	1 発電機に係る次の事項
(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相数、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力	(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相数、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力
(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数（常用途及び予備の別に記載すること。）	(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数（常用途及び予備の別に記載すること。）
(3) 保護継電装置の種類	(3) 保護継電装置の種類
(4) 原動機との連結方法	(4) 原動機との連結方法
2 變圧器に係る次の事項	2 變圧器に係る次の事項
(1) 變圧器の種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものについては、常用及び予備の別	(1) 變圧器の種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものについては、常用及び予備
3 短絡強度計算書	3 短絡強度計算書
4 万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。)	4 万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。)
5 説明書	5 説明書
6 常用電源設備の健全性に関する説明書	6 常用電源設備の健全性に関する説明書
7 計算書	7 計算書

料並びに個数	(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
機の種類及び個数	(1) 原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用の別
補助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項	(2) 輸送装置及びナノの種類、容量及
最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	(1) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
スだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(2) 空気だめ及びガス圧縮機の種類、容
スだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容
スだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(1) 主配管の最高使
度、外径、厚さ及び材料	用圧力、最高使用溫
(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最	度、外径、厚さ及び
高使用圧力、最高使用溫度、主要寸法及び	附屬する管等に係る次の事項
材料	(1) 主配管の最高使
(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧	用圧力、最高使用溫
係る次の事項	度、外径、厚さ及び
(1) 原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用の別	附屬する管等に係る次の事項
(2) 輸送装置及びナノの種類、容量及	(1) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧

<p>(3) 熱交換器の種類及び個数</p> <p>12 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量</p> <p>13 燃料運搬設備に係る油の輸送管であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>14 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数</p> <p>15 補助ボイラーベースの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>16 補助ボイラーに係る工事の方法</p>	<p>び個数並びに原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の発熱量</p> <p>12 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量</p> <p>13 燃料運搬設備に係る油の輸送管であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>14 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数</p> <p>15 補助ボイラーベースの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>16 補助ボイラーに係る工事の方法</p>
<p>(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>図面及び系統図</p>
<p>(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>図面及び系統図</p>
<p>(2) 消火設備に係る次の事項</p>	<p>及び火災区画構造物及び火災区域構造物の名称、種類、主要寸法及び材料</p>

型の場合は、取付箇所を付記すること。)	3 火災防護設備の基 本設計方針、適用基準 及び適用規格	4 火災防護設備に係 る工事の方法	5 浸水防護設 施設
1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る次の事項	1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る次の事項	1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る次の事項	1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る次の事項	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る次の事項	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る次の事項	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要素寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること)。	ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること)。	ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること)。	ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること)。
3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
4 浸水防護施設に係る工事の方法	4 浸水防護施設に係る工事の方法	4 浸水防護施設に係る工事の方法	4 浸水防護施設に係る工事の方法

緊 9 造木内敷 8 備水用非 7 除のるにラボ補及設電常へ備料用駆補 6
急 物構土地 設取當 くをも係イ助び備源用非 設燃動機

1 燃料貯蔵設備に係る次の事項	機器の配置を明示し、設備に係る機器
(1) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主寸法、材料、個数及耐震性に関する図面	とその配置を明示する。
(2) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	の配置を明示する。
可搬型の別に記載する強度に関する説明書	とその配置を明示する。
び取付箇所(常設及び要寸法、材料、個数及耐震性に関する図面)	とその配置を明示する。
び取付箇所(常設及び要寸法、材料、個数及耐震性に関する図面)	とその配置を明示する。
工事の方法	の配置を明示する。
1 取水設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本寸法、材料及び個数	の配置を明示する。
2 非常用取水設備の構造図	の配置を明示する。
3 機器駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本寸法、材料及び個数	の配置を明示する。
工事の方法	の配置を明示する。
1 敷地内土木構造物(地震による斜面の崩壊の防止措置を実施するためのものに限る。)の名称、種類、設置場所及び個数	の配置を明示する。
2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格	の配置を明示する。
3 敷地内土木構造物に係る工事の方法	の配置を明示する。
緊急時対策所機能	の配置を明示する。
設置場所を明示	の配置を明示する。

別表第三（第二百二条、第三百三十九条関係）		策所対策
記載事項（型式指定添付書類（型式指定の申請に係る型式設計申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に關係あるものに限る。））	緊急時対策所に係る工事の方	本設計方針、適用基準及び適用規格
1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、型式証明を受けた設計再結合効率、主要寸との整合性に関する説明書、材料及び個数並びに電熱器の名称、耐震性に関する説明書（常設及び可搬型の別構造図に記載すること。）	緊急時対策所に係る工事の方	緊急時対策所に係る工事の方
2 再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	緊急時対策所に係る工事の方	緊急時対策所に係る工事の方
3 再結合装置に係る製作の方法	緊急時対策所に係る工事の方	緊急時対策所に係る工事の方

スガ 係る次の事項		置装しが逃力圧 1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載するこ と)。
1 ガスターインに係る製作の方法	2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、耐震性に関する説明書 3 圧力開放板の設定破製圧力、主要寸法、容重、最高使用圧力、最高使用温度、外径、所(常設及び可搬型の別に記載すること)	型式証明を受けた設計図面及び明細書を示した図面及 び系統図
8 圧力逃がし装置に係る製作の方法	4 主配管の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及器型式証明変更承認通知書の写し 5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及器型式証明変更承認通知書の写し 6 フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。	新技術の内容を十分に説明した書類
7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	式證明を受ける説明書

個数（常設及び可搬型の別に記載する）と。
二、空気圧縮機に附属する冷却塔の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載する）と。
(6) 中間冷却器に係る次の事項
イ、種類、入口及び出口の温度並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること）。
ロ、中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料
(7) ガスターービンに附属する管に係る次の事項
イ、主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。
ロ、安全弁及び弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）。
二、発電機に係る次の事項
(1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、功率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(3) 保護継電装置の名称及び種類
 (4) 原動機との連絡方法

3 冷却設備に係る次の事項

(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）。

(2) ポンプの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口

(4) 内燃機関に附属する空気圧縮設備(バネ式のものに限る。)に係る次の事項		種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書
(2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)		内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書	定根拠に関する説明書
(3) 保護継電装置の名称及び種類		内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書	内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書
(4) 原動機との連結方法		内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書	内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書
3 冷却設備に係る次の事項		内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書	内燃機関の原動力とす る発電設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書

(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)		度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)		度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)		度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)		度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(5) 主配管の名称、外径、厚度及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)		度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)

置 装 源 電 電 停 無	
1 無停電源装置の種類、容量、電圧及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	新技術の内容を十分に理解していける説明書
2 周波数、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	新技術の内容を十分に理解していける説明書
3 無停電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	新技術の内容を十分に理解していける説明書
4 内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	新技術の内容を十分に理解していける説明書
5 内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	新技術の内容を十分に理解していける説明書

置 装 藏 貯 力 電	
1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数	電力貯蔵装置の耐震性に関する説明書
2 電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	電力貯蔵装置の耐震性に関する説明書
3 電力貯蔵装置の容量の設定根拠に関する製作の方法	電力貯蔵装置の耐震性に関する説明書
4 電力貯蔵装置の構造図	電力貯蔵装置の耐震性に関する説明書
5 電力貯蔵装置の運転手順	電力貯蔵装置の耐震性に関する説明書

2. 離乳幼児期、半乳幼児期、離乳後期、最大電力、平均電力、負荷率、設置有効容積及び組合せ効率(電暖器)並びに蓄熱蓄量率(室内換入門)、期末蓄熱量及び期末蓄電量(並用出力)のウカシの量、ウカシの量及びブルトニウムの量の構成のうち、年毎については上記、下記の値にかかわらず前年度を通じての旗艦、3年間合計については各年度の値に

かからず日々の生活における心の健康を保つこと。

4. 球根植物の栽培による心の健康の保つこと
球根植物は、根の部分が地下で成長する植物で、根葉植物が発達した種類と、葉の部分が地上に成長して育つ種類と。

5. 地球的環境的特徴の保つこと
は、地球の資源の入手における持続的開拓がなかなかなること、その他の資源の有効な利用における自己に立ちて行動すること。

6. 環境問題（気候変動、伊豆半島及び伊豆諸島の自然）
海陸風のための風景構成要素とそれをいかに活用して楽しむこと、海岸沿いで行われる生物資源利用について、伊豆半島、伊豆諸島の自然資源を活用して、その資源の有効な利用とその資源の保護の問題を理解すること。

7. 遊具遊びにおいては、遊具遊びの場所に適応して、利用者の反応及び反応する場の関係の問題の発生やその対応を理解すること。
8. 宇宙の探査、地質学、生物学、地質学等は天文観察、ランゲー、戦略戦術等の問題を理解すること、また、宇宙探査等は、また、宇宙探査等は、その他の問題を理解すること。

9. 周囲環境における物の範囲を越えて循環は、その範囲を含むすること。

